

第2期 北栄町地域福祉推進計画

～ みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町 ～

(第2期 北栄町地域福祉計画)
(第3期 北栄町地域福祉活動計画)



令和7年3月 策定
北栄町・北栄町社会福祉協議会

は じ め に



本町では、北栄町地域福祉推進計画に基づき、町民や各種団体、コミュニティ、ボランティア、社会福祉協議会、行政などの協働により、地域福祉の考え方を全世代・全対象に拡大して包括的な支援を進めるとともに、地域生活における住民による支えあいの取組を推進してまいりました。

一方で、人口減少や少子高齢化、個人のライフスタイルや価値観の多様化など、社会情勢の変化による様々な影響を受け、地域の繋がり希薄化をはじめ、ひきこもりや8050問題、制度の狭間、複数分野にまたがる重層的な課題を抱える世帯など、生活課題の複雑化・複合化が散見されます。

このような中で、私たち誰もが住み慣れた地域で、ともに支えあい、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現が求められています。これを実現するためには、支える側と受ける側という関係を超えて、住民や多様な主体が力を合わせ、不足を補い合い、世代や分野を超えて繋がっていくことが重要です。

そこで本町では、社会情勢の変化や複雑化・複合化した課題に対応するため、“みんなで支えあい えがおで共に暮らすまち 北栄町”を基本理念として掲げ、第2期北栄町地域福祉推進計画を策定しました。本計画は、町の策定する地域福祉計画と、北栄町社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画を一体的に定めており、地域福祉における町民や福祉関係団体などあらゆる主体の取組や町の施策などを包括的に定めるとともに、実践的な活動計画を推進するものです。

地域には、子どもから高齢者まで幅広い年代の人をはじめ、障がいのある人や一人で子どもを育てている人、介護の必要な人、孤独や孤立に悩む人など様々な人が暮らしています。誰一人取り残されることなく、みんなで支えあい、えがおで共に暮らせる地域を目指して、様々な取組を行い、地域福祉の推進を図ってまいります。

最後になりましたが、本計画の改定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました北栄町地域福祉推進計画推進委員会委員の皆様をはじめ、北栄町社会福祉協議会の皆様、関係団体の皆様、ご協力いただきました町民の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

北 栄 町 長 手 嶋 俊 樹

はじめに



日頃から社会福祉協議会の活動に対して、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。このたび、北栄町と北栄町社会福祉協議会が協働して第2期北栄町地域福祉推進計画を策定いたしました。今後5年間の地域福祉推進の羅針盤とも言える計画です。

第1期計画は、令和2年4月からスタートしましたが、県内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されたのも同じ時期になります。前期計画は、感染症との戦いとともに取り組んできたと言っても過言ではありません。感染症の影響は計りなく、これまで定着していたいきいきサロンが中止になり、地域の祭りや敬老会など人が集う行事や居場所はほぼ無くなりました。住民の皆さんの心身の健康にも悪影響を及ぼしたのではと思います。最近では、地域行事が再開されるなど徐々にコロナ前に戻りつつありますが、まだ完全には戻っていないのが現状です。鳥取市出身の俳人尾崎放哉の有名な句に「咳をしても一人」があります。小さな庵の中で、咳をするもその音が響くだけで、誰も声を掛けてくれる人はいないという孤独感を詠んだと言われています。コロナ禍の5年間を経験して、誰もが孤独感を感じることなく、コロナ前のような人と人がふれあい、笑顔があふれる地域社会を取り戻すことがより大切であると実感しています。

第2期計画では、第1期計画と同様に「みんなで支えあい えがおで共に暮らすまち北栄町」を基本理念としました。今後5年間、社会福祉協議会として重点的に取り組むのは次の3項目です。

1点目は「地域で支えあう人づくり、心づくり」です。子どもの頃から福祉への理解を高め、福祉活動に参加する仲間を増やし、担い手づくりを進めます。

2点目は「一人の悩みをみんなで解決できるまちづくり」です。いつでも、どこでも、だれでも適切なサービスが受けられるように情報提供や支援を充実していきます。

3点目は「居心地の良いみんなが集える交流の場づくり」です。多様な参加者が気軽に集い、交流できる場づくりを支援します。

昨年発生した能登半島地震や今後発生が予測される南海トラフ地震など、災害とともに生きる私たちにとって、日頃からの地域福祉の取り組みが重要になります。北栄町が誰にとっても安心して暮らしやすい町となるように、町民の皆様の地域福祉活動に対する御理解と御協力をお願いします。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見と御協力をいただきました推進委員会委員、関係団体及び機関の皆様に感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 北栄町社会福祉協議会

会 長 大 西 孝 弘

第2期 北栄町地域福祉推進計画

北栄町地域福祉計画（町）・北栄町地域福祉活動計画（社協）

目 次



第1章 北栄町地域福祉推進計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間・対象	2
3. 計画の位置づけなど	3
4. 計画の策定体制	4

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

1. 基本理念	5
2. 基本目標	6
3. 福祉圏域の設定	7
4. 基本施策の体系	8

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 「地域で支えあうしくみづくり」	9
基本目標Ⅱ 「安心して暮らせるしくみづくり」	12
基本目標Ⅲ 「いきいきと暮らせるしくみづくり」	19

第4章 北栄町地域福祉活動計画（社協）の重点取組

Ⅰ 地域で支えあう人づくり、心づくり	22
Ⅱ ひとりの悩みをみんなで解決できるまちづくり	23
Ⅲ 居心地の良いみんなが集える交流の場づくり	23

第5章 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

1. 計画策定の概要	24
2. 現状と課題	26
3. 取組内容	28
4. 事業の実施体制の構築	34

第6章 北栄町成年後見制度利用促進計画

1. 計画策定の概要	35
2. 現状と課題	36
3. 取組内容	38

第7章 北栄町再犯防止推進計画

1. 計画策定の概要	40
2. 現状と課題	41
3. 取組内容	42

第8章 計画の推進にあたって

1. 協働による計画の推進	4 3
2. 計画の周知・普及	4 3
3. 計画の進捗管理・点検・見直し	4 3



資料編

1. データでみる北栄町の現状	4 4
2. 用語集	6 6
3. 推進委員会設置要綱	
(1) 北栄町地域福祉推進計画推進委員会設置要綱	7 4
4. 推進委員名簿	
(1) 北栄町地域福祉推進計画推進委員名簿	7 6

※印の使用(表記)について

本文中、右肩に※印の付いている用語は、巻末の資料編 66 ページからの用語集で説明しています。本文中において一番最初に用語を使用した時のみ※印を記載しています。

第1章 北栄町地域福祉推進計画の概要

■ 1 計画策定の趣旨

国では、近年の社会福祉法※の改正に見られるとおり、地域福祉※の主体を地域住民とする理念を明確に位置付け、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会※の実現を目指しています。

北栄町においても、令和2年度より「北栄町地域福祉推進計画」を定め、地域において、支援「する人」「される人」という関係をを超えて、住民や団体など多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、支えあい、助けあう地域共生社会の実現に向け、取り組みを推進してきました。

しかし、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化などの社会状況の変容にともない、住民生活の場である地域も大きく変化しています。このため、住民が日常生活の中で抱える課題は複雑化し、複合的なものへと変化しつつあります。

そして、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない、制度の狭間となる問題や潜在的な生活困窮・社会的孤立などの社会問題が顕在化しています。

現在の多様化したニーズに町や社会福祉協議会、一部の人たちの努力だけでは十分に 대응することができません。身近な地域において、互いに助けあうしくみをつくり、地域住民・ボランティア※・福祉団体・民間事業者・行政などが協働して地域生活課題の解決に取り組み、地域福祉を進めていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、北栄町の地域生活課題に対応し、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるまちを築くために、「第2期北栄町地域福祉推進計画」を策定します。この計画は第1期計画と同じく、上記の背景・目的を踏まえ、北栄町の地域福祉を推進するため、町が定める「北栄町地域福祉計画」と、社会福祉協議会が定める「北栄町地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

北栄町地域福祉活動計画は、地域における様々な主体により誰もが安心して暮らせる地域をつくることを目的とした「民間活動計画」です。住民が積極的に地域づくりへ参加できる取り組みを具体的な活動計画として示し、地域生活課題の解決を実践していきます。

これら二つの計画を「北栄町地域福祉推進計画」として策定し、北栄町の豊かで住みやすい地域社会づくりを推進します。

■ 2 計画の期間・対象

(1) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

策定後は、計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、大きな制度改正や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

《地域福祉推進計画と関連計画の期間》

計画名	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
まちづくりビジョン	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
地域福祉推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい者計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい児福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
子ども・子育て支援 事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
健康ほくえい計画 (自死対策計画)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

(2) 計画の対象

計画の対象は北栄町民全員とします。(地域住民、ボランティア、活動団体、福祉団体、民間事業者など、北栄町内に住み、働き、学ぶ全ての人)

■ 3 計画の位置づけなど

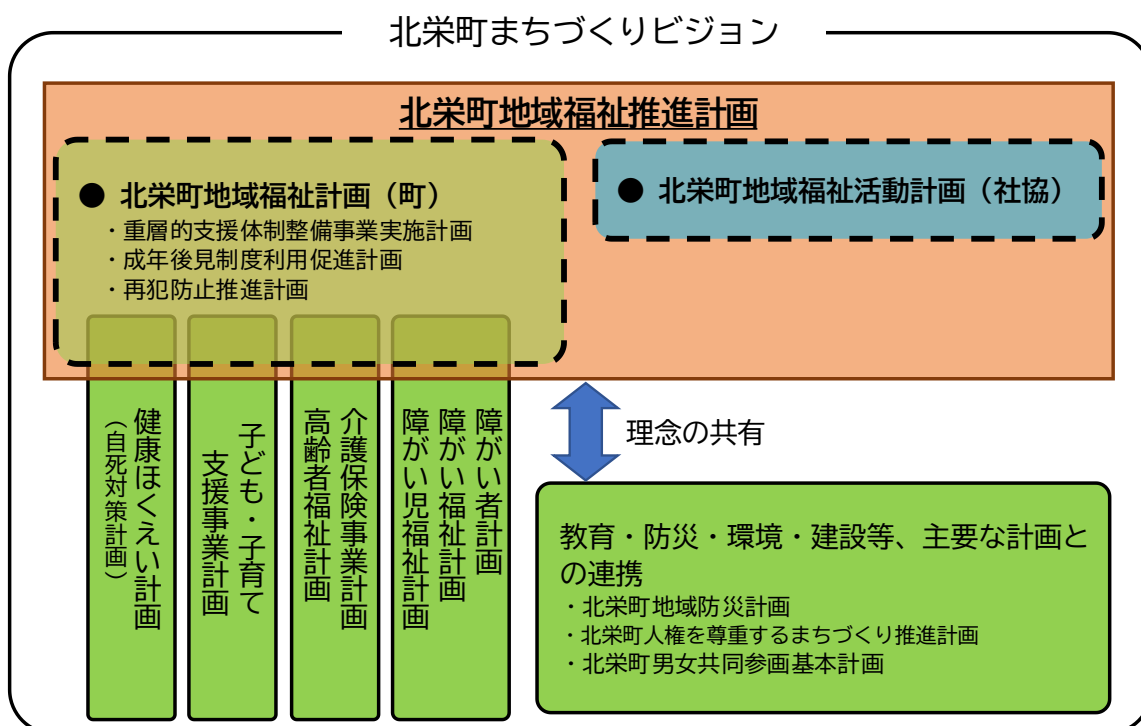
「地域福祉計画」は社会福祉法第 107 条の規定に基づいて市町村が策定し、子育て、高齢者、障がい者、健康推進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する福祉分野の包括的（上位）計画に位置付けられます。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定し、住民、地域で福祉活動を行う者や福祉事業を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的とする実践的な計画として具体的な行動と関係機関の役割分担を明示したものです。

北栄町では両計画を一体化した「北栄町地域福祉推進計画」を策定し、相互連携のもと実施していきます。

また、この計画は社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進法第 14 条第 1 項に基づく成年後見制度利用促進計画、及び再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく地方再犯防止推進計画を内包しています。

なお、福祉分野の個別計画に記されている事項は、個々の計画に基づき実施されるため、この計画では触れていません。この計画は福祉分野の各計画全体を包括すると共に、各制度の間を補完する位置付けとなります。



■ 4 計画の策定体制

「地域福祉推進計画」は、地域ぐるみで推進する計画であることから、策定にあたっては、まずは、住民アンケート、各団体との懇談会などから地域の現状と課題の洗い出しを行いました。

そして、町関係部署職員と社会福祉協議会関係者で構成する合同会議（作業部会）で基本施策などについて検討・協議し、有識者や福祉関連団体代表などからなる「北栄町地域福祉推進計画推進委員会」に諮り策定しました。

また、計画に市民の意見を反映させるため、令和7年2月にパブリックコメント※を実施しました。

【住民アンケート調査の実施・分析】

実施期間：令和5年12月28日～令和6年2月2日

対象者：北栄町在住18歳以上1,000人 無作為抽出による

方法：郵送により配布、郵便回答、オンライン回答

回答率：35.5%（355件）

【関係団体等との懇談会・ヒアリング】

対象：抽出自治会、北栄町民生児童委員協議会、町内ボランティア団体（更生保護女性会、赤十字奉仕団、食生活推進員など含む）、老人クラブ、当事者団体（幸の会、ひまわり会）、協議体※（よっしゃやらあ会）、障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、子育て世代包括支援センター、スクールソーシャルワーカー、中部ハートフルスペース、ひきこもり生活支援センター、医療機関地域連携室、成年後見中核機関事務局、地域生活定着支援センター

実施期間：令和5年12月～令和6年7月

★ワンポイント★

《地域福祉とは》

一般的に「福祉」は、個人や家族など個人的な取り組みだけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、その多くが行政から住民へのサービス提供という形をとってきました。これらの福祉サービスは、高齢者や障がいのある人、子どもなどに対象者が限定される場合が多くなっています。「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域や家庭で安心していきいきと暮らしていくために、お互いに助けあう関係を築きながら、誰もが支えあう地域共生社会を実現しようとするものです。

第2章 地域福祉推進の基本的な考え方

■ 1 基本理念

北栄町は、美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われた歴史や伝統、文化など誇るべき財産がある、様々な魅力にあふれる住みやすいまちです。

しかしながら、我が国全体が抱える問題である、長期的な人口減少と少子高齢化により、北栄町の人口はゆるやかな減少傾向にあります。

これに伴って生じる、産業の担い手の減少や、子どもの減少・若者の地域外流出などの課題と共に、地域においても昔ながらの近所づきあいが少なくなり、従来のコミュニティ※が様変わりしつつあります。

第1期の北栄町地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）では、複雑・多様化している生活課題を解決するために、公的な福祉サービスだけではなく、地域住民・ボランティア・活動団体や福祉団体・民間事業者などが連携し、「支えあいの輪」を広げていくことを理念としました。

今期の北栄町地域福祉推進計画では、第1期の基本理念を踏襲し、すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画として、目指すべき将来像の実現に向け、住民、地域、団体、行政など、みんなが役割を分担し、連携しながら地域の福祉を推進する施策を進めます。また、社会福祉協議会を中心に実践的な地域福祉活動※の促進に取り組み、住み慣れた地域で、すべての住民がいつまでも笑顔でいきいきと暮らすことができる「北栄町」を築くことを目指します。

基本理念

みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町

■ 2 基本目標

基本理念「みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町」の実現を目指し、地域福祉を推進するためのしくみづくりとして、次の基本目標と基本施策を設定します。

基本目標Ⅰ 地域で支えあうしくみづくり

支えあいの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高め、お互いの様々な困りごとに気づき、心をかけ合う関係づくりを推進します。また、地域福祉を担う支援者同士の連携と活性化を図り、地域で支えあうしくみを作っていきます。

基本施策

- (1) 支えあい・見守りの充実
- (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしくみづくり

様々な困りごとを抱える人が、自立した地域生活を送るための支援を適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、多様なニーズに対応できる生活支援サービスの充実を図ります。

また、災害に備えた地域での連携や、権利擁護※の体制整備の取り組みなど、安心して暮らせる地域づくりのための取り組みを推進していきます。

基本施策

- (1) 相談支援の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 生活支援サービス提供の充実
- (4) 災害時の連携の強化
- (5) 権利擁護の推進

基本目標Ⅲ いきいきと暮らせるしくみづくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、社会参加に困難さを感じる人であっても、それぞれに合った参加の機会や就労の場を提供し、いきいきと暮らせるしくみを作っていきます。

基本施策

- (1) 居場所づくり・交流の場づくり
- (2) 社会参加の推進

■ 3 福祉圏域の設定

この地域福祉推進計画では、町全体を1つの圏域※として捉え、計画を策定しました。

ただし、実際に助けあい活動を進める場合には、地区の特性や生活課題などに応じた取り組みが必要なことから、2地区（北条地区・大栄地区）での取り組みを進めていきます。

具体的には各地区で助けあい活動の推進を行っている「協議体」の活動を広げ、住民の皆さんと関係機関・団体などで連携・協働を図りながら進めていきます。

今後、必要が生じた場合には圏域の再編成を検討していきます。

★ワンポイント★

《すべての地域住民が主体となり、地域が舞台となる計画》

近年は社会構造の変化などにより、福祉サービスだけでは解決できない困りごとや悩みごとを抱える、いわゆる「制度の狭間」にいる人に対する支援のあり方が課題となっています。これらの課題に対しては、「自助」「互助（共助）」「公助」の助けあいにより解決していくとともに、支援を受けながらも、その人らしい暮らしが続けられることが重要です。

そして、わたしたちの北栄町をより暮らしやすくするためには、住民一人ひとりが「地域の担い手」であることを自覚し、地域住民が主体となって、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げていくことが大切です。

「その小さなこと」を具体的に示し、地域住民と社会福祉協議会・行政などが一緒に地域福祉を推進していく上で指針となるのが「地域福祉推進計画」です。

「自助」・・・個人や家族で解決します。

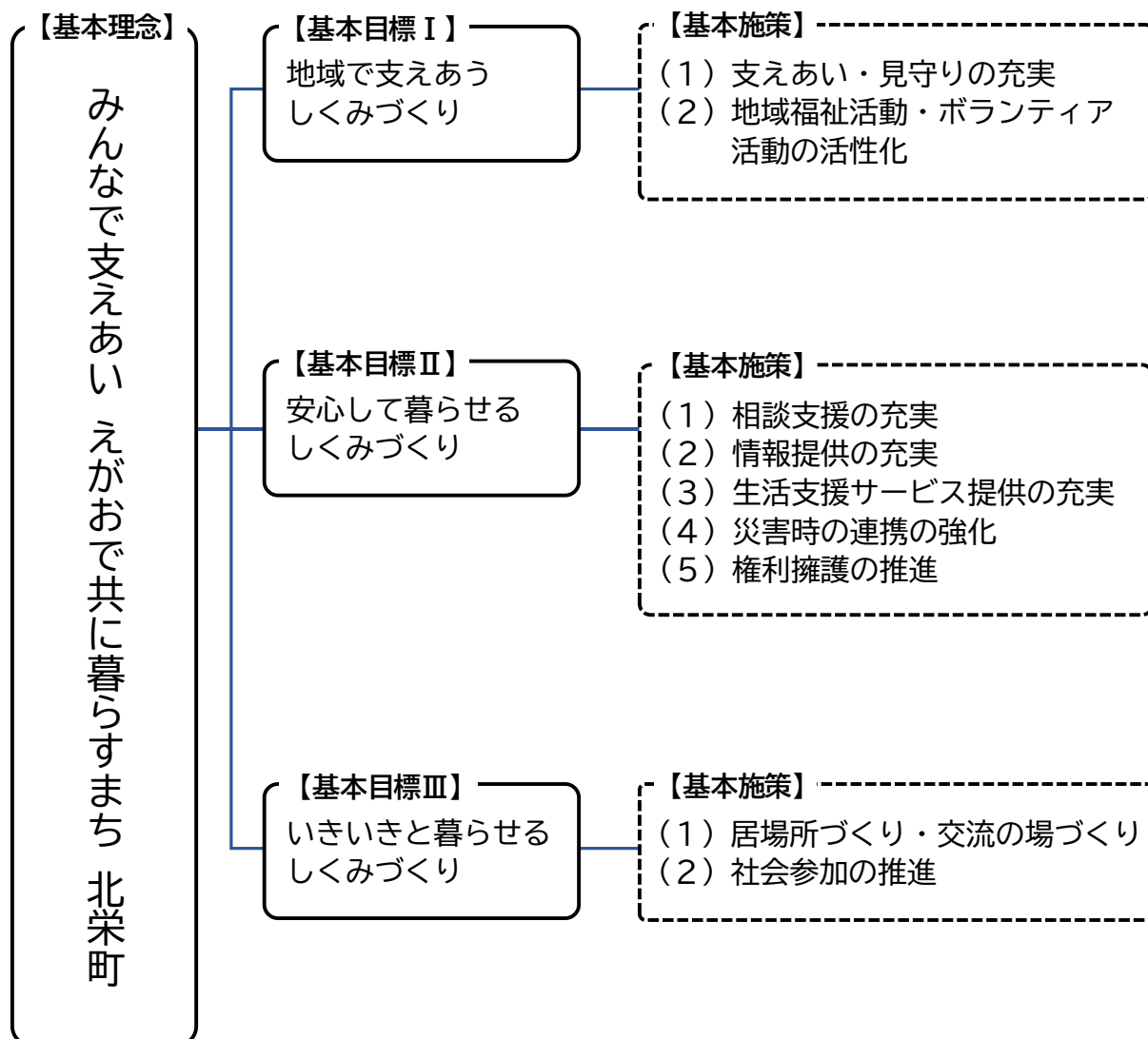
「互助（共助）」・・・地域の人たちや行政と一緒に解決します。

「公助」・・・行政や制度的なサービスによって解決します。

■ 4 基本施策の体系

本計画では、国が示すガイドライン及び第1期計画の結果を踏まえて、以下のように体系図を定めました。

《計画の体系図》



第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域で支えあうしくみづくり

【基本施策（１）】支えあい・見守りの充実

【現状（問題点）】

- ・ 少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより地域における生活課題が増大・多様化しています。
- ・ 近所とコミュニケーションをとる機会が少なく、自治会内でも知らない人がいます。
- ・ 日頃からの顔の見える関係、近所、地域のつきあいが薄れています。
- ・ 近隣住民との関係が希薄な地域では、親族以外には頼れない状況が見られます。
- ・ 様々な課題を抱えた人（障がい、認知症、自死※、刑を終えて出所した人）などに対する理解が十分でないため、地域での支えあいや見守り体制が進んでいません。

【現状（問題点）】は地域の人からの声を元に作成しています。

（地域の人からの声）

- ・ 交流機会が減り地域でのつながりが希薄化している。
- ・ 「やろう」と声を出す人がいない。
- ・ 世代間や状況が異なる人への相互理解が進めば、自発的な支えあいにもつながるのでは。
- ・ お互いさま精神が薄れている。
- ・ こどもの一時預かりの際に、高齢者などで見守りの支援（ボランティア）をしてくれる人があるとよい。
- ・ 地域でつながりを作る機会が少なくなっており、どのようにつながりを作るか一緒に考える人がいればよい。
- ・ 支え愛連絡会※を全自治会でできるよう方法を工夫できないか。

（地域の人からの声）は、住民アンケートや関係団体・機関からのヒアリングにより抽出しています。

【課題】

- ・ 身近な範囲での見守りや助けあい活動を進めるため、地域での住民交流の活性化や支えあう意識を高めていきます。
- ・ 自治会内でのコミュニケーション（あいさつや声かけ、集いの場など）を増やし、顔なじみの関係をつくります。
- ・ 地域の中で生活に支援の必要な人に気づき、声かけや必要な支援につなげる事が出来る人を増やします。

【課題】は、現状の問題点を解決するための方向性を記載しています。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域の会合や地域行事などに声かけあって参加しましょう。
- ・自分の地域に関心を持ちましょう。
- ・日ごろからのあいさつをしましょう。
- ・ごみ出し、除雪、買い物などの身近なことから助けあいの活動を始めましょう。
- ・地域の身近な困りごとを把握しましょう。
- ・障がいや認知症などの研修・養成講座に積極的に参加しましょう。

●町の取り組み

- ・講演や研修など様々な啓発活動を充実します。
- ・地域の支えあいについてみんなで学ぶ機会の充実を図ります。
- ・障がいや認知症などの理解を得る研修の充実を図ります。（あいサポーター※・認知症サポーター※）
- ・認知症の人を見守り、支える地域づくりのため、ほくえい見守り安心ネット※の取り組みを充実します。
- ・自死に対する理解を深め、周囲の人がサインに気づけるよう啓発を行います。（ゲートキーパー※研修など）

●社会福祉協議会の取り組み

- ・身近な範囲での支えあい活動の働きかけや研修を実施します。
- ・住民のちょっとした困りごとを住民同士で助けあえるしくみづくりや活動の支援に努めます。
- ・自治会へ地域福祉活動推進のための活動費を助成し、住民交流の活性化を図ります。
- ・福祉推進員※、愛の輪協力員※の設置により自治会での見守りなど福祉活動の充実を図ります。
- ・自治会長、民生児童委員※、福祉推進員、愛の輪協力員と連携し、支え愛連絡会を推進します。

【基本施策（２）】地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

【現状（問題点）】

- ・ボランティア活動の参加者が固定化しています。なかでも若年層の参加が少ない傾向にあります。
- ・地域の中での助けあい活動をする担い手が不足しています。

.....

（地域の人からの声）

- ・地域の役員などのなり手が不足している。
- ・ごみ出しや買い物などのちょっとした助けあいがあるといい。
- ・若年層は家庭のことで手一杯。子育て家庭の負担が少しでも減ればよい。
- ・支える側、支えられる側の区別をなくす必要がある。

【課題】

- ・ボランティア活動に関心のある住民へのきっかけづくりなど、年代を問わず気軽に参加しやすい環境づくりを進めていきます。
- ・助けあい活動の担い手を養成する（増やす）機会を設けます。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域行事やボランティアなどできることから参加しましょう。
- ・自治会（地域）で誰でも参加できるような工夫をしましょう。

●町の取り組み

- ・地域福祉活動をしている人や団体の活動を支援していきます。
- ・地域での福祉活動をけん引する社会福祉協議会の体制を強化するための支援を行います。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・民生児童委員や福祉推進員などと連携し地域福祉活動を進めます。
- ・ボランティアセンター※の活動を充実させ、ボランティア活動の活性化を図ります。
- ・65歳未満を対象にした地域リーダーを養成します。
- ・ボランティア養成研修会を開催し、人材育成をします。
- ・福祉やボランティア活動への理解と関心を深め「支えあい」の意識を高められるよう学校と連携して福祉教育※を実施します。
- ・共同募金※を活用して地域福祉活動の活性化を図ります。

基本目標Ⅱ

安心して暮らせるしくみづくり

【基本施策（１）】相談支援の充実

【現状（問題点）】

- ・ 様々な困りごとに対し、気軽に相談できる環境や、多機関の連携体制が十分に整えられていません。
- ・ 支援が届きにくい人の把握が十分ではありません。
- ・ 孤立している人などへ相談窓口などの情報が十分に届いていない可能性があります。

（地域の人からの声）

- ・ 気軽に相談できる窓口がほしい。
- ・ スマートフォンなどで相談できるような体制を作ってほしい。
- ・ 民生児童委員や福祉推進員などの間でもっと問題を共有できるとよいのではないか。
- ・ サロン※に参加されない人は話をする機会もなく、安否確認も困難になっている。
- ・ 自分からＳＯＳを出したり、相談するのは難しい。様々な方法で声かけをしたり、相談先などの情報を伝えてほしい。
- ・ 積極的に訪問するなどして支援のつながりを作ってはどうか。

【課題】

- ・ 分野ごとの相談支援機関の連携強化とともに、包括的な相談支援体制※の充実を図ります。
- ・ 気軽に相談できるよう身近な窓口の周知を行います。
- ・ 支援を必要としている人や孤立している人を把握する取り組みを進めます。
- ・ 訪問や情報発信などのアウトリーチ※を進め、支援を必要としている人や孤立している人とのつながりや個別支援の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・ 悩みごとはひとりで抱えずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- ・ 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、相談にのり、相談窓口を紹介しましょう。
- ・ 地域の中で声かけやあいさつをかわし、周囲の人の変化に気づけるようなつながりをつくりましょう。

●町の取り組み

- ・役場のどの窓口でも、その世帯の生活上の様々な問題に気づき、必要な機関につなげていく体制をつくります。
- ・相談窓口の体制の強化と多様化した相談に対応するため、行政及び相談支援機関の資質向上を図ります。
- ・SNS※などを活用した相談対応について検討します。
- ・町内の福祉・医療関係法人や民生児童委員などと連携し、支援の届きにくい人などの把握や相談窓口の周知を行い、必要な支援につなげます。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・地域に出向き身近な相談相手として地域住民、関係機関、関係団体と連携して相談支援に取り組みます。
- ・来所することが難しい人への世帯訪問など支援が必要な人が相談を受けられるようアウトリーチによる相談体制を整えます。

【基本施策（２）】情報提供の充実

【現状（問題点）】

- ・ 必要な福祉の情報が届いていないと感じている人がいます。
- ・ 困ったとき、どこに相談してよいのかわからない人がいます。

.....

（地域の人からの声）

- ・ 福祉サービスの申請書や説明文の文字が小さく読めない人がいる。
- ・ 相談先が分からない。まず聞いてみようという発想に至らない。
- ・ 必要な情報が伝わっておらず、支援につながっていない人がいる。

【課題】

- ・ 福祉サービスの内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報などを、誰もが入手でき活用できるようにします。
- ・ 高齢者や視力・聴力に障がいのある人への伝達手段の充実を図ります。
- ・ 必要な支援が行き届くよう、支援者間の適切な情報共有を進めます。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・ 困りごとに対応できるように、福祉サービスや助けあい活動などの情報を共有しましょう。
- ・ 住民同士で声をかけあいましょう。

●町の取り組み

- ・ 情報提供の手段や、わかりやすい内容で提供できるよう工夫します。
- ・ 相談窓口の周知を行います。
- ・ 必要な情報が支援者間で適切に共有されるよう情報連携に努めます。
- ・ 地域内での集まりなどを活用し、福祉の情報を提供します。
- ・ 音声・点字対応※の促進をし、その他手話通訳者※、要約筆記者※などの育成に取り組みます。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域での活動やボランティア、助けあい活動についての情報を住民や支援者に発信し、共有します。

【基本施策（３）】生活支援サービス提供の充実

【現状（問題点）】

- ・ 多様なニーズに対して現在のサービスでは対応しきれていません。
- ・ 運転免許証の返納や公共交通機関の利用のしにくさにより、通院、買物、外出などが困難になり、不自由さが生じています。

（地域の人からの声）

- ・ 配食サービスが、朝夕や土日など、もっと幅広く利用できればと感じる。
- ・ 子育てや介護など大変な際に、ちょっとした買い物、家事や片付け、見守りなどで利用できるサービスがあると助かる。
- ・ 免許返納したら買物や通院、金融機関への移動に困る。

【課題】

- ・ 通院や買い物など生活に必要な支援について、多様な主体による方法や手段を検討します。
- ・ 共助交通※の取り組みを広げていきます。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・ 必要なサービスを適切に活用しましょう。
- ・ 地域でできる支えあい活動を進めていきましょう。
- ・ 生活の中で不便な事や困ったことがあったら、支え愛連絡会などで共有しましょう。

●町の取り組み

- ・ NPO※、ボランティア、民間企業などを含め、多種多様な主体と連携してサービスの充実を図ります。
- ・ 共助交通の活動を希望する人・団体への支援を行います。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域の助けあい活動などを推進する「協議体」を活用して、必要な支援体制を検討します。
- ・ 住民と一緒に、地域の実情にあった生活支援や方法について考えます。
- ・ 地域住民の助けあいによる共助交通の伴走支援をします。
- ・ 「あったか♡まごころサービス※」を周知し、継続して実施します。

【基本施策（４）】災害時の連携の強化

【現状（問題点）】

- ・地域において、発災時にお互いに助け合うための事前の準備や情報共有が整っていません。
- ・災害時に支援の必要な人が安全に避難するための情報や支援体制の構築が不十分です。

（地域の人からの声）

- ・避難指示などが出ても避難につながるものが少ない。避難訓練はしているが災害時に役に立つのか不安がある。
- ・避難所まで行けない人をどこまで支援できるか。
- ・突発的な災害への備えが困難で、不安がある。
- ・支え愛マップ※の作成などで、災害時と平常時の見守り、安否確認の体制づくりが必要。
- ・中部地震から期間が経っており、災害ボランティアセンター※の運営に関して不安がある。

【課題】

- ・自治会による地域における災害時の助けあいや平素の見守りについての検討を推進していきます。
- ・避難やその後の生活支援に際しては、要支援者の特性や取巻く環境に応じた支援体制の構築を進めていきます。
- ・災害ボランティアセンターの運営体制を整備します。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・自治会で支え愛マップの作成に積極的に取り組みましょう。
- ・平素からの声掛けや見守りを大切にしましょう。
- ・災害に備えて、避難場所や経路を確認し、防災グッズを準備しておきましょう。

●町の取り組み

- ・全自治会に対し支え愛マップづくりの取り組みを推進します。
- ・支援を必要とする人の個別避難計画の作成を推進します。
- ・誰もが防災情報を迅速に取得できるよう努めます。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・全自治会に支え愛マップづくりを広めます。
- ・災害時の模擬訓練などを実施し、災害ボランティアセンターの運営や町、企業との連携体制を強化します。

【基本施策（５）】権利擁護の推進

【現状（問題点）】

- ・認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が増加していますが、支援に至るまでのサポートや周知が不十分なため、サービスにつながっていない場合があります。
- ・成年後見制度※についての認知度の不足や、受任する受け皿の不足など、利用に向けた下地が整っていません。
- ・高齢者や障がい者、子どもへの虐待やドメスティック・バイオレンス※（ＤＶ）の通告は毎年一定数あります。

.....

（地域の人からの声）

- ・年金が少なく、支援やサービスを受けられない人や、生活に困っていると言えない人への対応が必要と感じる。
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業※の積極的な周知や取り組みを行ってほしい。

【課題】

- ・成年後見制度の利用促進に向けた、制度の周知や受け皿の充実、支援の整備に努めます。
- ・判断能力の有無に関わらず必要な時に必要な支援が受けられるような体制を整えます。
- ・虐待・ＤＶを受けていたり、その恐れのある人が早期に発見され、必要な支援につながるよう、虐待・ＤＶを理解し、いのちの大切さについて意識向上を図ります。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・「人権を学ぶ会」に参加し、お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- ・身近で起こる可能性のある虐待やＤＶに気づけるよう心がけ、気づいたときはすぐに行政機関などに連絡しましょう。
- ・子どもが虐待を受けているのではと感じたら、児童相談所※全国共通ダイヤル「１８９（いち・はや・く）」に電話しましょう。
- ・支援が届いていない人などに気づいたときは関係機関につなげましょう。

●町の取り組み

- ・認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を擁護するために、第６章に示す「成年後見制度利用促進計画」に沿って、支援に取り組めます。
- ・虐待を受けた人だけでなく虐待をした人に対しても、速やかに必要な支援に結びつけたり、早期の段階から相談できるよう、窓口などの周知を図ります。
- ・虐待やＤＶの理解が進むように啓発活動を行います。
- ・障がいや高齢者、生活困窮などで住居が確保できない人への支援を検討します。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業などについて広報紙や、出前説明会などによる啓発活動を促進します。
- ・町と連携して成年後見などの支援が充実するよう組織づくりに努めます。

基本目標Ⅲ

いきいきと暮らせるしくみづくり

【基本施策（１）】居場所づくり・交流の場づくり

【現状（問題点）】

- ・自治会内に住民同士が気軽に話のできる場（機会）がありません。
- ・仕事や家事が多忙なことやＳＮＳの活用が主流となり、子ども会や生徒会などで集う機会が減少し、関係が取りにくくなっています。
- ・障がいに対しての知識や理解が深まっておらず、誰でも参加できる居場所となっていません。
- ・いきいきサロンについて、参加者の固定化により、誰でも気軽に参加しやすいサロンとなっていません。また、世話人の負担感もあります。

（地域の人からの声）

- ・高齢者の参加できる場がない。
- ・地域の中に気軽に障がい者が集う場所がないので集える機会があればよい。
集う際に地域ボランティアが必要である。
- ・年代を超えた交流の機会が少なく、世代間交流※ができる場が欲しい。
- ・行政と地域住民が単体ではなくともに取り組むことが必要。

【課題】

- ・集う機会が少ない地域に集いの場ができるよう進めます。
- ・様々な世代、対象が関心を持てる、また交流できるような事業を工夫していきます。
- ・いきいきサロンの目的の理解を促すとともに、誰もが気軽に利用でき、負担感が少ないサロン運営を進めます。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・地域内で誰もが気軽に立ち寄れる居場所を検討しましょう。
- ・誰もが気軽に集まることができるいきいきサロンを運営していきましょう。
- ・様々な世代が交流できるような行事に取り組みましょう。

●町の取り組み

- ・障がいに対しての知識や理解を深めるため、あいサポーター研修など学習機会の充実を図ります。
- ・いきいきサロンなど居場所づくりの推進に取り組みます。
- ・高齢、障がいといった分野に限定しない共生型サービス※など、ニーズがあった場合にはサービスの実施に向けた支援を検討します。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・地域の実情に合わせてサロンが実施、継続できるよう、具体的な方法を提案します。
- ・高校生ボランティアが企画運営する誰でも参加できる集いの場“おしゃべりHOUSE”の取り組みをPRし、集う場を広げていきます。（多世代交流など）
- ・様々な世代や対象が関心を持てるメニューを検討し、交流の場づくりを推進します。

【基本施策（２）】社会参加の推進

【現状（問題点）】

- ・ 地域社会からの孤立やひきこもりなどの問題により、社会参加しにくい人があります。また、その人に合った参加の機会が十分に確保されていません。
- ・ 障がいのある人や認知症の人が就労できる場や生きがいを持って生活できるような場が不十分です。

.....

（地域の人からの声）

- ・ 寂しさを抱えている人の行き場がない。
- ・ グループのメンバーが同じ顔ぶれで新メンバーの加入がなく増員ができない。

【課題】

- ・ 社会とのつながりが少ない人が、安心して社会参加できる機会をつくれます。
- ・ 誰もが制限されることなく、就労の場や生きがいのある生活の場が確保されるよう努めます。
- ・ 様々なメニューや運営の工夫などで参加しやすい場づくりを進めます。
- ・ グループでの活動の方法やメンバーの役割分担の工夫を提案していきます。

【具体的な取り組み】

●住民・地域の取り組み

- ・ 自分にあった活動の場を見つけ参加しましょう。
- ・ 誰もが参加しやすい雰囲気を心がけましょう。

●町の取り組み

- ・ 障がいのある人や認知症の人、社会参加しにくい人など当事者の意見を聞きながら、就労や活動の場として地域資源（受け皿となる企業、農家など）の活用としくみづくりを推進します。

●社会福祉協議会の取り組み

- ・ 地域の集まりで活用できるレクリエーション用具を貸出します。
- ・ 障がいや認知症のある人が地域とつながり生きがいを持てるよう、集いの場、交流の場への参加支援に努めます。
- ・ 社会参加しにくい人が安心して参加できるよう個別の支援を行います。
- ・ 老人クラブの活性化を支援します。

第4章 地域福祉活動計画（社協）の重点取組

北栄町社会福祉協議会では地域福祉を推進する団体として「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を基本方針として取り組みを行っています。

地域で暮らす住民が自分らしく生活でき、住民同士が課題解決に向け、自分ができる小さなことから参画し、支えあいや助けあいの活動を進めて行くことが重要です。

これらを実現するために、社会福祉協議会では地域の住民や団体などと一緒に、「地域で支えあう人づくり、心づくり」、「一人の悩みをみんなで解決できるまちづくり」、「居心地の良いみんなが集える交流の場づくり」を柱に、以下の事項に重点的に取り組みます。

I 地域で支えあう人づくり、心づくり

子どもの頃から福祉への理解と関心を高めるきっかけづくりや、福祉活動へ参加できる仲間を増やし、支えあう担い手づくりを推進します。

【重点取り組み】

- ・自治会単位での支え愛連絡会開催の働きかけや、支えあい、見守りのあるネットワークづくりの研修会、講演会など関係機関と協働で開催し地域福祉へのきっかけづくりを進めます。
- ・小・中・高校生を対象とした福祉体験や講座を学校と連携しながら実施します。
- ・ボランティア養成講座を開催し、地域のボランティア人材の発掘や受け手側とのマッチング※など、ボランティアセンターの取り組みを推進していきます。
- ・共同募金の趣旨、使途を周知し、自治会をはじめ住民に対して協力いただけるよう推進します。募金を活用してボランティアや福祉教育などの活動の充実を図ります。

Ⅱ ひとりの悩みをみんなで解決できるまちづくり

いつでも・どこでも・だれでも適切なサービスが受けられるよう、その制度や利用方法に関する情報の提供や支援の充実を図ります。

【重点取り組み】

- ・相談援助技術の向上やアウトリーチによる地域の生活課題の把握に努めます。
- ・成年後見支援や日常生活自立支援などの権利擁護支援の充実を図ります。
- ・市民後見人※が活動できるよう、登録や支援体制について検討していきます。
- ・支え愛マップづくりを通して、地域で日頃からの繋がり、災害時にはみんなで助けあえる関係づくりを進めます。

Ⅲ 居心地の良いみんなが集える交流の場づくり

様々な世代やメニューに応じた集いの場づくりや交流が継続できるよう具体的な方法を提案します。

【重点取り組み】

- ・多世代が交流できる機会を提供します。（おしゃべりHOUSEの開催など）
- ・既存の集いの場や団体などの地域資源を活用し、社会参加が困難になったとしても地域の中で活躍できる場を紹介します。

第5章 北栄町重層的支援体制整備事業実施計画

■ 1 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月1日から施行されました。

本町においては、平成30年度より包括的支援体制の整備にむけた取り組みを開始し、令和3年度からは本事業の枠組みを活用しながら、地域共生社会の構築に向けた取り組みを推進しています。

このような中、北栄町重層的支援体制整備事業実施計画（令和4年度～令和6年度）の計画期間が満了になることから、その取り組みを一層充実させるために、北栄町重層的支援体制整備事業実施計画（令和7年度～令和11年度）を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、重層的支援体制整備事業は、属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障がい、子育て、生活困窮の既存事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図ります。

(3) 事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱に、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援の機能を加え、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

①相談支援	本人・世帯の属性や相談内容などに関わらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決にむけて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態にあわせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備などを行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築などを行う。
④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理など、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチなどを通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

（４）基本方針

本町における包括的支援体制を構築するためには、地域住民や庁内の各課及び関係機関（者）との連携や協働は不可欠です。福祉分野に限らず様々な人や機関などと共通認識を図り、以下の３つの事項を柱に取り組みを進めます。

- １ 必要な人に支援が届くしくみづくり
- ２ 困りごとの解決につながるしくみづくり
- ３ つながりあい広がる地域づくり

■ 2 現状と課題

（１）北栄町における現状

自ら相談に来ることができない人や、制度の狭間などにより相談支援につながらず、困りごとの解決が先延ばしになっている人もあり、さらなる相談支援体制の充実を図る必要があります。

地域福祉推進計画策定にかかるアンケート調査結果においても、「様々な困りごとを抱える人への総合的な相談支援」や「ＳＯＳを出しにくい人や孤立状態にある人への相談支援の充実」を期待する割合は高く、年代や属性を問わず必要な支援やつながりを持てるよう取り組みを進めることが必要です。

（２）支援分類ごとの課題

①相談支援	・必要な相談支援機関につながっていない場合がある。また、年齢による支援制度の切り替えなどにより、早期の支援につながらない場合がある。そのため、制度の狭間などの現状を把握し、可能な限り途切れのない支援体制を検討する。 ・複雑で多様な課題に対応するため、分野を超えた専門職や関係機関（者）によるアセスメントや支援の役割分担など連携体制を強化する。 ・多様な課題に気づき、必要な機関などと連携して対応するため、相談支援を担う担当者のアセスメント力などの向上を図る。 ・アルコールなどの依存症やヤングケアラーなど、対象者が困り感を感じていないケースへの相談対応力の向上を図る。
②参加支援	・その人にあった参加の機会や場が提供できるよう、多様な分野の資源把握や連携を進める。 ・具体的な参加の機会の紹介や取り組みの例などを情報発信し、参加について関心のある人を増やす。 ・対象となる人の把握と支援を推進するため、地域内の多様な関係者とのプラットフォームづくりに取り組む。
③地域づくりに向けた支援	・一人で悩みを抱え込まないよう、誰もが気軽に相談しやすい環境づくりを進める。 ・地域で活躍する人を増やす取り組みを進める。 ・既存の資源がさらに活用されるよう、利用者の発掘や資源の周知を行う。 ・地域の中で自主交流できる場の確保を進める。 ・様々な理由で地域の活動や集いの場へ参加できない人もあり、多くの人が参加できる方法や機会、見守りの推進を図る。

④ 多機関協働による支援	・制度や年齢の狭間、対応できていない課題などを把握する。（不登校からのひきこもり、障がい福祉サービスの子どもから大人への移行で生じている課題など） ・庁内外を問わず、教育分野や労働分野、司法分野など、多様な部署や専門職、団体、機関との連携を強化する。 ・複合課題や分野共通課題に関する対応力向上研修を実施する。（地域ネットワーク会議などの既存の場を活用した研修、事例検討） ・ひきこもりや孤立している人、身寄りのない人など、特定の分野に限定しない課題について、必要な支援体制を検討する。
⑤ アウトリーチなどを通じた継続的支援	・世帯訪問や関係機関からの聞き取りなどにより、支援が届きにくい人の把握を進める。 ・参加支援事業などとの連携を充実させるなど、必要な資源やしくみなどを検討する。 ・対象者にあった支援を行うため支援者の対応力の向上を図る。

■ 3 取組内容

（１）包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している既存の相談支援において、断らない相談支援体制を構築し、相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。

以下に掲げる各分野の相談支援において、相談対応を充実するとともに、多様な課題の解決に向けて支援関係機関間の連携強化を図ります。

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域包括支援センター ・北栄町地域包括支援センター	1	直営	【支援対象者】65歳以上の高齢者及びその家族 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】高齢者に関する相談支援、関係機関とのネットワークによる包括的・継続的支援、権利擁護に関すること 【所管課】福祉課
障がい	障害者相談支援事業 ・北栄町障がい者地域生活支援センター※ ・中部障がい者地域生活支援センター ・相談支援センターサポートりんくす	3	直営委託	【支援対象者】身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者などとその家族 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】障がいに関する相談支援、各種サービスなどの情報提供、関係機関との連絡調整 【所管課】福祉課
子ども	利用者支援事業 ・北栄町子育て世代包括支援センター	1	直営	【支援対象者】妊娠中の人、乳幼児及びその保護者（里帰り中の人を含む） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】妊産婦・乳幼児などの実情把握、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ必要な情報提供・助言・保健指導を行う、支援プランの作成、関係機関との連絡調整 【所管課】教育総務課

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	1	直営	【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる人、及びその家族など 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】生活困窮に関する包括的・継続的な相談支援、個別の支援計画の作成、評価など 【所管課】福祉課

（２）参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい人に対し、住まいや暮らしの安心につながるよう、地域や社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

各相談支援機関や多機関協働事業などを通じ、参加支援の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチングなどの支援や継続的なサポートを行います。

また、多様な参加の場を確保するため、町内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけを実施します。

○想定される連携先など

- ・地域づくり事業の対象となる活動先（地域介護予防活動支援事業や地域活動支援センター、子育て支援センター）
- ・生活困窮者自立支援事業※における就労準備事業の就労体験先（企業・農家など）
- ・地域包括支援センターやよっしゃやらあ会※、自治会が開催している集いの場
- ・図書館やほくほくプラザ、個人宅など、活動への協力機関（者）
- ・北栄スポーツクラブや中央公民館などで開催している各種教室
- ・福祉サービス事業所や各種団体、ボランティアセンターなど

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
参加支援事業	1	委託	【支援対象者】地域や社会とのつながりがない、社会参加しにくい人など 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】 ・対象者の把握 ・資源の把握、資源開発、ネットワークづくり ・相談者に対する参加支援（マッチングなどの利用調整）、フォローアップ 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

地域づくり事業は、人と人、人と資源がつながり支えあう関係性を育み、さらに広がるよう、既に実施されている取り組みを進めていくと同時に、これらの取り組みを活かし、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備などを行います。

また、以下に掲げる事業の他、地域づくりにつながる事業を把握し、多様な主体の参画のもとで、必要な資源の開発やネットワークの構築を図るとともに、相談支援や参加支援と連動を図りながら、取り組みの推進を図ります。

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
介護	地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）	－	一部委託	【支援対象者】65歳以上の高齢者 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】地域住民の介護予防※活動の育成・支援を実施 ・ こけないからだ体操事業※ ・ 高齢者サークル事業 【実施機関】自治会、北栄町地域包括支援センター他 【所管課】福祉課
介護	生活支援体制整備事業※	3	委託	【支援対象者】65歳以上の高齢者を中心とした地域住民 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】多様な主体と連携しながら、生活支援サービスや助けあい活動の推進、高齢者の社会参加の推進に向けた取り組みを実施 ・ 生活支援コーディネーター※の配置（第1層：1名、第2層：2名） ・ 協議体の設置 （第1層：ほくえい支え愛協議体※、第2層：北条よっしゃやらあ会、大栄よっしゃやらあ会） 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

分野	実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
障がい	地域活動支援センター事業 ・あゆみの郷	1	登録	【支援対象者】町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供など地域の実情に応じた支援を行い、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課
子ども	地域子育て支援拠点事業 ・北栄子育て支援センター『すまいる』	1	直営	【支援対象者】妊娠中の人、乳幼児・その保護者（里帰り中の人を含む） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】子育て親子の交流の場の提供・促進、子育てなどに関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習などの実施 【実施機関】北栄町子育て世代包括支援センター 【所管課】教育総務課
生活困窮	生活困窮者支援などのための地域づくり事業	1	委託	【支援対象者】地域住民 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】地域住民相互の支えあいによる共助の取り組みの活性化を図るとともに、支援が必要な人と地域とのつながりづくり、それを支える地域づくりの取り組みを実施 【実施機関】北栄町社会福祉協議会 【所管課】福祉課

（４）アウトリーチなどを通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための取り組みを行います。

支援が必要な人の中には、心理的に相談窓口に出向きにくい、相談先が分からず困惑している、自らが課題を抱えている認識がない、支援に拒否的といった様々な状況があるため、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を発見するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集することが必要です。

民生児童委員からの聞き取りや世帯訪問調査などにより、対象者の把握に努めるとともに、本事業を町内の複数法人に委託し、各法人の特性や地域とのつながり、ネットワークなどを活用しながら、事業の推進を図ります。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
アウトリーチなどを通じた継続的支援事業	5	一部委託	【支援対象者】必要な支援が届いていない人とその家族（自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人、課題を抱えている認識がなく困り感がない人など） 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】潜在的なニーズを抱える人を早期発見するための情報収集、本人や世帯とのつながりづくり、継続的な寄り添い支援の実施 【実施機関】 ・社会医療法人仁厚会 ・医療法人誠医会 ・社会福祉法人中部福祉会 ・社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 ・社会福祉法人みのり福祉会 【所管課】福祉課

（５）多機関協働（法第106条の4第2項第5号）

福祉課内に相談支援包括化推進員を配置し、制度の狭間などにより相談先が不明な場合の相談受付のほか、北栄町包括的支援会議などを通じて、複雑化・複合化した課題を抱え、単独の支援機関では対応が難しい事例に対する支援の全体調整を行い、一つのチームとして支援する体制を整えます。また、ひきこもりや孤立している人、身寄りのない人など特定の分野に限定しない課題に関し、必要な支援体制を検討します。

なお、多機関協働事業は、包括的な相談支援の中核となる事業ですので、多様な関係機関（者）との連携や、地域づくり事業・参加支援事業などとの連動を意識して事業を進めます。

《北栄町包括的支援会議》

本事業においては、国が定めた自治体事務マニュアルなどにおいて、「支援会議」及び「重層的支援会議」の設置が示されています。

本町においては、会議体の乱立を避け柔軟な開催ができるよう、「北栄町包括的支援会議」を設置し、1つの会議体の中で2つの会議機能を持たせ運営することとします。

この会議は、事例の状況や検討事項に応じて、必要な関係機関（者）を招集して随時開催するものとし、対象世帯が抱える課題の解決に向けて、課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の検討、支援の進捗の共有などを行います。

※「支援会議」

法第106条の6に規定。潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議構成員に対し守秘義務が課せられる。

※「重層的支援会議」

相談のあった事例に対し、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時などの評価、必要な資源開発にむけた検討などを行う。個人情報の取扱いについては、本人同意を得て行う。

実施事業	拠点数	運営形態	実施内容
多機関協働事業	1	一部委託	【支援対象者】複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関 【対象圏域】北栄町全域 【業務内容】単独の支援機関では対応が難しい場合に相談支援機関の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う ・支援関係機関などによる役割分担や調整が必要な事例の相談受付 ・相談先が不明確な事例の相談受付 ・北栄町包括的支援会議の開催 ・支援関係機関の連携強化のための研修の実施など 【実施機関】北栄町 【福祉施策アドバイザー】一般社団法人コミュニティネットワークハピネス 【所管課】福祉課

■ 4 事業の実施体制の構築

（１）関係機関などとの連携体制

支援の必要な人のニーズにあった相談支援や地域づくりなどの施策を展開していくためには、介護・障がい・子ども・生活困窮の分野にとどまらず、多様な分野と連携することが必要です。

各相談支援機関との連携体制はもちろん、役場内においても、すべての課から福祉的ニーズを抱えた人が適切に福祉課につながるよう、庁内連絡会を設置するとともに、情報連携のための「つなぐシート」を用意し、シートを活用して庁内及び関係機関との連携体制の整備を推進します。

≪北栄町包括的支援の推進に係る庁内連絡会≫

多様な生活課題の解決にむけた包括的な支援体制を整備するため、庁内の部署が連携のもと適切な支援を図ることを目的に設置しています。

※「連携責任者連絡会」

各課の課長級が参画し、包括的支援の推進に係る情報の共有、庁内の連携体制に関する事項について協議します。

※「事業担当者連絡会」

必要な関係課の職員などにより、個別事業の実施体制や支援機関の連携、調整に関する事項について協議します。

（２）相談や支援の環境づくり

①多様な相談機会の確保

困りごとを抱えた住民が気軽に相談できるよう、相談支援機関の窓口のみならず、民生児童委員などとの連携、地域の身近な場や機会の拡大、SNSの活用など、多様な相談機会が確保されるよう環境づくりに取り組みます。

②プラットフォームの形成

本町の包括的支援体制の目指す方向性や課題などを共有するとともに、必要な資源や仕組みづくりを検討するため、関係機関（者）によるプラットフォームづくりに取り組みます。

③災害や感染症流行下の支援体制

災害や感染症などの緊急事態が生じた場合には、支援ニーズの顕在化や新たな支援ニーズが発生します。近年は大規模災害を含め災害が頻発しており、2016年（平成28年）の鳥取県中部地震や2020年（令和2年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行においても、複合的な課題を抱えた人など、個別の支援ニーズへの対応が課題となりました。

これらの経験を踏まえ、緊急時においても柔軟かつ適切な対応ができるよう、包括的支援体制の強化に努めていきます。

第6章 北栄町成年後見制度利用促進計画

■ 1 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることによって、財産の管理や日常生活などに支障がある人たちの権利擁護支援は大きな課題となっており、これらの人を支える重要な手段として成年後見制度の利用を促進していくため、国は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）を定め推進しています。また、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）を策定し、施策を実施しています。

成年後見制度利用促進基本計画においては、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備に努めることが明示されており、これを受けて本町においても、令和4年4月より北栄町成年後見制度利用促進計画を定め、取り組みを推進しています。引き続き、誰もが住み慣れた地域で地域の人々とささえあいながら尊厳をもってその人らしい生活を継続することが出来る事を目指し、成年後見制度についての施策を推進するため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、同法第5条に規定する地方公共団体の責務を具体化するものとして、国の成年後見制度利用促進基本計画や、各福祉分野の計画と整合性を図りつつ策定します。

★ワンポイント★

《成年後見制度とは？》

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に援助者を選任し、契約の締結等を代わって行ったり、本人の誤った判断に基づく行為を取り消して本人を保護する制度です。

成年後見制度は、本人保護の理念や、本人の意思や自己決定権の尊重を理念としています。また、障がいのある人も家庭や地域で通常の生活を送ることができる社会をつくろうというノーマライゼーションの理念も、成年後見制度の理念の一つとされています。

成年後見制度は、これらの理念の調和を目指している制度といえます。

■ 2 現状と課題

（１）北栄町における成年後見制度の現状

北栄町における令和３年度～５年度の成年後見制度の状況は以下のとおりです。

○成年後見制度に関する相談・支援件数 (件)

年 次	制度利用の相談	申立支援	受任調整会議など
令和３年度	28 (5)	1 (1)	6 (2)
令和４年度	38 (3)	4 (4)	9 (8)
令和５年度	16 (1)	1 (1)	1 (1)

* 下段括弧内は町長申立に係る件数（内数）

○成年後見の新規申立件数・町長申立件数の類型別内訳、及び任意後見件数（件）

年 次	後見類型	保佐類型	補助類型	(任意後見人)
令和３年度	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0
令和４年度	3 (3)	4 (1)	0 (0)	0
令和５年度	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0
町内総数 (R6.7.31 時点)	16	6	2	0

* 下段括弧内は町長申立件数（内数）。任意後見には町長申立はありません。

○申立経費助成・後見人等報酬助成件数 (件)

年 次	申立経費助成	後見人等報酬助成
令和３年度	1	2
令和４年度	4	2
令和５年度	1	2

（２）北栄町における成年後見制度の課題

本町における成年後見制度の相談・支援件数の状況は、年により差はありますが毎年相談が寄せられています。相談内容の内訳としては、認知症高齢者や、親亡き後の障がい者など、行政等の支援の過程で制度の申請に至る件数が多くありますが、

成年後見制度がこのような人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、制度の浸透不足や、利用に至るまでの課題などで十分に利用されていないことがうかがえます。また、補助・保佐・後見などの類型に応じて成年後見人等を選任する、「法定後見制度」のほか、まだ本人に判断能力のあるうちに将来に備えて契約をしておく「任意後見制度」、社会福祉協議会の実施する福祉サービスの利用支援や金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」など、必要な人の状況に応じた適切な制度を利用できるよう取り組む必要があります。

その他、申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業の利用件数は横ばいとなっており、成年後見制度を利用する人へのさらなる周知が必要となっています。

引き続き、成年後見制度に対する理解を進めるとともに、関係者の支援体制の構築や成年後見制度が適切に運用できる仕組みづくり、その中核となる機関やネットワークの体制整備を推進します。

なお、国では成年後見制度の見直しに向けた検討が行われているため、今後、現行制度の改正などの状況に応じて、本計画の内容についても見直しを行います。

★ワンポイント★

《成年後見制度の種類》

■法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、申立てにより家庭裁判所によって成年後見人等が選任される制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれています。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意又は取消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、法に記載された行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※この他にも詳細な規定があります。

■任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合にあらかじめ本人自ら選んだ任意後見人に、代わりにしてもらいたいことを任意後見契約で決めておく制度です。

■ 3 取組内容

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの取り組み

本人を取り巻く、様々な地域の支援者がチームとなって支援できるよう、地域連携ネットワークによる支援体制の構築を推進していきます。町は一次相談支援を担い、関係機関等とともに、支援方針検討会議などによって当該世帯の支援方針の決定や制度利用など必要な調整を行います。

また、広域的な地域連携ネットワークとして、中部地区における権利擁護に関わる関係機関が連携し、「中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議」で、中部地区全体の課題解決や、権利擁護の支援体制の構築に取り組みます。（次項図1参照）

取り組みの推進においては、「中核機関」を、中部地区1市4町と一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉（事務局：中部成年後見支援センター）で共同設置し、広域的な課題等の解決に向けて、中核機関連絡調整会議等で検討します。

中核機関では、国のガイドラインの示す以下の4つの具体的機能（1つの副次的効果）に基づき取り組みを進め、地域連携ネットワークの情報共有・課題検討・連携強化を担います。

広報機能	関係機関と連携し、広報、研修会、相談会などにより制度の普及啓発を行う。また、法定後見制度、任意後見制度、日常生活自立支援事業など関連制度の周知により、本人の状況に応じた総合的な権利擁護支援の浸透を図る。
相談機能	町窓口での一次相談支援を行い、後見のニーズを含めた包括的な支援方針の検討会議や受任調整会議を行う。困難ケースなどにおける、市町から中核機関の二次相談支援への連携体制などの整備を図る。
成年後見制度 利用促進機能	権利擁護支援ネットワーク会議による関係機関との連携強化を進める。また、後見人などの担い手の確保として、社会福祉協議会などと連携した法人後見、市民後見人の支援体制の整備を図る。
後見人支援機能	親族後見人、市民後見人からの相談・支援対応のための連携体制の構築を図る。
不正防止効果 （副次的効果）	親族後見人などの相談・支援体制づくりを進め、総合的な連携体制の整備による不正防止効果の確立。

（２）意思決定支援の普及に係る取り組み

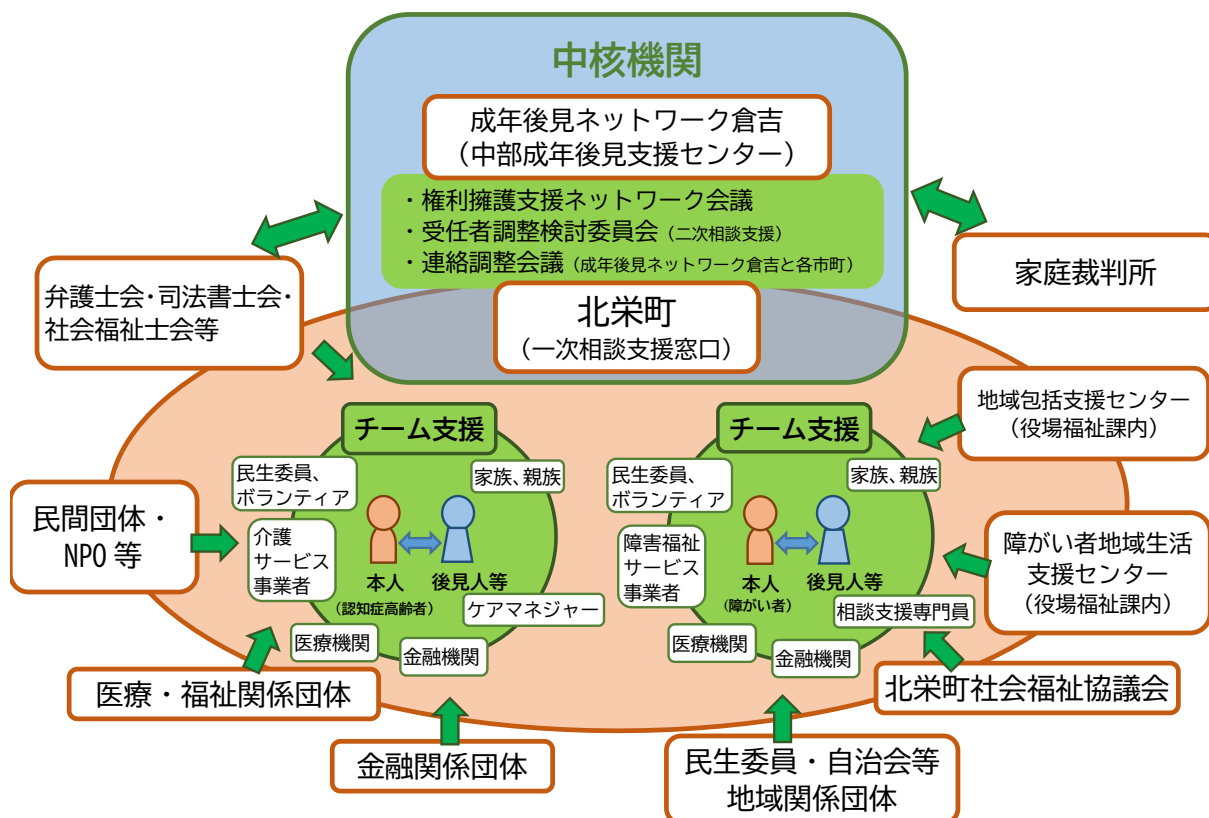
利用者本人の判断能力に課題のある場合においても、必要な情報を提供し、本人の意思や考えに基づいて、意思形成・意思表明・意思実現のそれぞれの過程で必要な支援を行う、意思決定支援の考え方の浸透・普及に取り組みます。

また、自己決定の出来るうちに自身に関する情報や要望・希望を書きとめておく、エンディングノートの活用を進め、成年後見制度が必要となった際の本人の意思決定支援の一助とすることを推進します。

（３）利用支援事業の活用促進の取り組み

制度利用の申立てに係る手数料や、後見報酬に対する助成を行う、「成年後見制度利用支援事業」の周知や制度の見直しなどを行い、経済的理由により成年後見制度の利用が妨げられることのないよう取り組みを進めます。

図1 中核機関と地域連携ネットワークの全体イメージ図



第7章 北栄町再犯防止推進計画

■ 1 計画策定の概要

(1) 計画策定の趣旨

平成 28 年 12 月に施行された「再犯防止等の推進に関する法律」により、地方公共団体は、再犯防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること、また、再犯の防止等に関する計画を定めるよう努めることとされました。

これをうけて国では、平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」を策定し、さらに令和 5 年 3 月に「第二次再犯防止推進計画」を定めて取り組みを推進しています。

また、鳥取県でも、平成 30 年 4 月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、令和 5 年 4 月から「第 2 期鳥取県再犯防止推進計画」の取り組みを推進しています。

本町においても、犯罪をした人や非行をした人が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進するとともに、誰もが安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない」地域社会の実現を目指して、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等に関する法律第 8 条第 1 項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。

(3) 基本方針

犯罪をした人などが孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、住民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するために、国の第二次再犯防止推進計画を踏まえて、次の 4 つの重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保など
- 2 福祉サービス・保健医療の利用の促進など
- 3 学校などと連携した修学支援の実施など
- 4 民間協力者の活動の促進など

■ 2 現状と課題

(1) 再犯の現状

刑法犯検挙中の再犯者数及び再犯者率（法務省矯正局提供データを基に北栄町作成）

【全国】

年 次	刑法犯総数 (少年を除く)	うち再犯者数	再犯者率
令和2年	164,678人	83,384人	50.6%
令和3年	159,692人	79,809人	50.0%
令和4年	154,033人	76,250人	49.5%

【鳥取県】

年 次	刑法犯総数 (少年を除く)	うち再犯者数	再犯者率
令和2年	808人	418人	51.7%
令和3年	893人	480人	53.8%
令和4年	857人	478人	55.8%

【倉吉警察署管内】

年 次	刑法犯総数 (少年を除く)	うち再犯者数	再犯者率
令和2年	106人	49人	46.2%
令和3年	111人	53人	47.7%
令和4年	101人	47人	46.5%

(2) 課題

刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合は、50%近くで高止まりしています。また、平成14年以降、年々減少傾向にあった刑法犯の認知件数が令和4年に20年ぶりに増加しました。この実態を調査した結果、犯罪や非行を繰り返す人たちの中には、福祉的支援が必要な高齢者・障がい者、生活困窮などを背景とした様々な生きづらさを有し、立ち直りに多くの困難を抱える人たちがいることが明らかとなりました。

このような人たちに対して、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間団体などが連携・協力して実施する必要があります。

■ 3 取組内容

（１） 就労・住居の確保などのための取り組み

- ・生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、就労支援や家計改善などの自立に向けた支援と情報提供・助言を行うとともに、社会福祉協議会と連携して緊急的な食糧支援、資金貸付を行います。
- ・公共職業安定所と連携し、町内2カ所で、毎月出張相談を開催し、就労に関する支援を行います。
- ・離職などに伴う収入の減少により、住居を失うおそれのある人に対し、一定期間、家賃相当額などを支給します。
- ・生活保護を必要とする状態にあり、安定した住居がない人について、住宅扶助を支給し、住宅確保を支援します。
- ・環境的・経済的理由により、在宅生活の困難な高齢者には養護老人ホームへの入所を支援します。

（２） 保健医療・福祉サービスの利用の促進などのための取り組み

- ・介護、障がい、子ども、生活困窮など、様々な困りごとなどの相談を幅広く受け止め、必要な情報の提供と抱える課題の解決に向けて関係機関への連絡や連携した支援を行います。
- ・高齢者や障がいのある人など、福祉的な支援が必要な人に対して、鳥取県地域生活定着支援センターなど関係機関・団体などとの連携強化を図り、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。
- ・アルコールなどの依存症に関する相談・支援を行うとともに依存症支援拠点機関や依存症専門医療機関へつなげます。
- ・認知症などの判断能力が不十分な人に対して、財産管理や契約などを行う成年後見制度の利用促進を図ります。

（３） 学校などと連携した修学支援などのための取り組み

- ・青少年育成北栄町民会議を中心に、学校やPTA、町内自治会、各団体・事業所・民生児童委員・更生保護※ボランティアなどと連携して、「あいさつ運動」「見守りパトロールなどの実施」「健全育成の啓発」の事業を実施し、青少年の健全育成を図ります。
- ・倉吉地区少年補導センターの街頭補導に協力し、少年非行防止の取り組みを推進します。
- ・警察・更生保護ボランティアなどの協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止などのための教育を推進します。

（４） 民間協力者の活動の促進などのための取り組み

- ・7月の社会を明るくする運動※を中心に犯罪や非行の防止と犯罪をした人の更生について、住民への理解を深めるため、保護司※会及び更生保護女性会※と連携・協力して広報誌やホームページなどで広報啓発活動を実施します。
- ・更生保護ボランティアの活動を促進するため、保護司会及び更生保護女性会の活動を支援します。

第8章 計画の推進にあたって

■ 1 協働による計画の推進

本計画を構成する、地域福祉計画、地域福祉活動計画、その他内包する各計画は、地域福祉の推進を目指して取り組まれます。

本計画の推進にあたっては、地域住民・ボランティア・福祉団体や活動団体・民間事業所など多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携を図り、取り組みを進めていきます。

■ 2 計画の周知・普及

地域福祉を推進するためには、本計画の目標や取り組みについて、住民をはじめ、地域で活動する各種団体、ボランティア、事業者など計画に関係のあるすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

このため、広報誌やホームページ、パンフレットなどを通じて、計画内容を広く住民などに周知し、普及に努めます。

■ 3 計画の進捗管理・点検・見直し

本計画を構成する各計画に掲げた施策や事業は、住民にとって暮らしやすい地域をつくるために実施するものです。しかし、社会情勢の変化などにより、求められる福祉の中身や制度が変化することもあります。

そのため、年度ごとに取り組み目標を定め、事業の利用実績の推移や効果、効率性など、計画の進捗管理をし、その評価をもとに、事業の見直しなどを行い、よりよい地域福祉の実現に向けた施策・事業の実施を進めます。

資料編

■ 1 データでみる北栄町の現状

1. 総人口の推移	4 5
2. 人口構成の推移	4 6
3. 自治会別の人口	4 7
4. 自治会加入率の推移	4 9
5. 要介護（支援）認定者の推移	4 9
6. 認知症高齢者の推移	5 0
7. 障害者手帳所持者の推移	5 1
8. 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待、要保護児童の推移	5 1
9. 自死者数の推移	5 2
10. 生活保護の動向	5 3
11. 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容	5 5
①地域包括支援センター	
②障がい者地域生活支援センター	
③子育て世代包括支援センター（ネウボラ）	
④生活困窮者自立支援事業	
⑤総合相談所（社会福祉協議会）	
⑥民生児童委員	
12. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）	6 2
13. えんくるり事業（社会福祉協議会）	6 2
14. 生活福祉資金・社会福祉資金（社会福祉協議会）	6 3
15. いきいきサロン開催数の推移	6 3
16. 食事サービスの推移（社会福祉協議会）	6 4
17. 愛の輪協力員数・見守り対象者の推移（社会福祉協議会）	6 4
18. 福祉推進員の推移（社会福祉協議会）	6 4
19. ボランティアセンター登録者数の推移（社会福祉協議会）	6 4
20. 各種団体会員数の推移	6 5
①北栄町老人クラブ連合会	
②北栄町心身障がい児者育成会「北栄町ひまわり会」	
③北栄町精神障がい者家族会「幸の会」	
④北栄町母子会	

1. 総人口の推移

総人口は、1995 年（平成 7 年）をピークとして減少し続け、2015 年には 15,000 人を下回っており、2050 年においては、10,000 人を大きく下回ると推計されています。

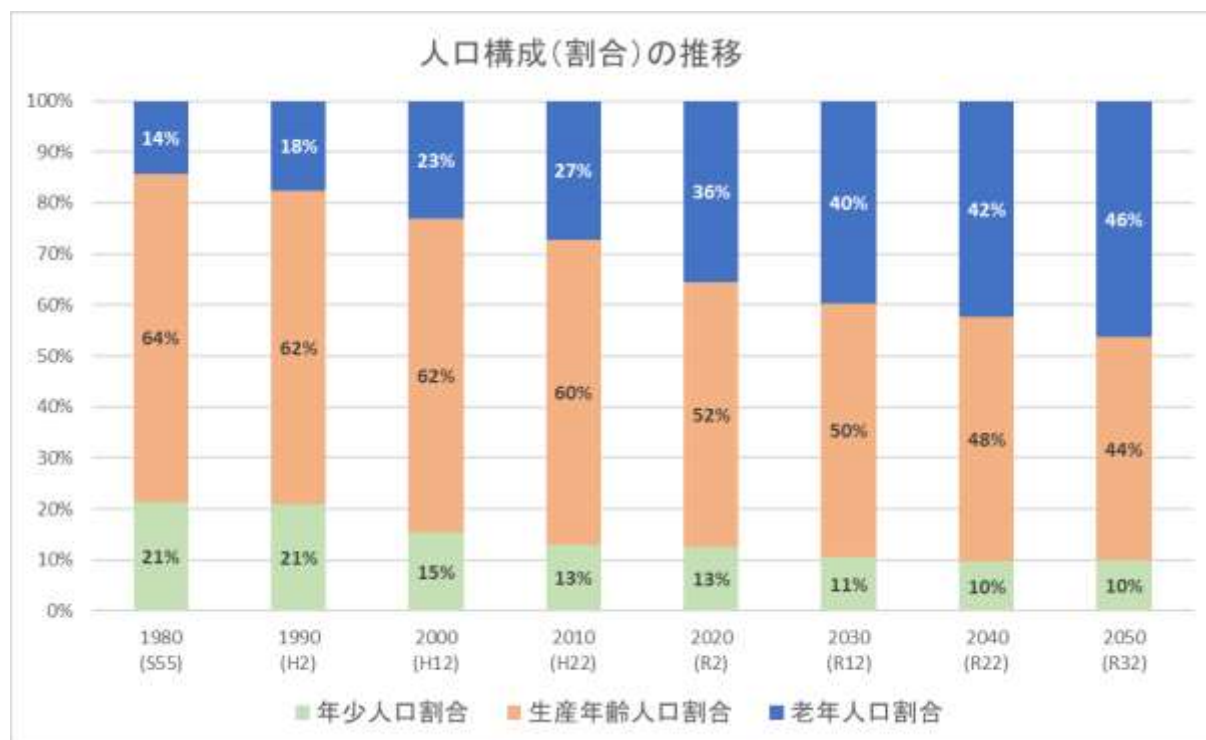
総人口を年少人口（0 歳～14 歳）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の 3 区分を見ると、年少人口と生産年齢人口は、総人口の傾向と同じように減少を続け、増加していた老年人口は、2025 年をピークに減少に転じており、今後は微減していくと推計されています。



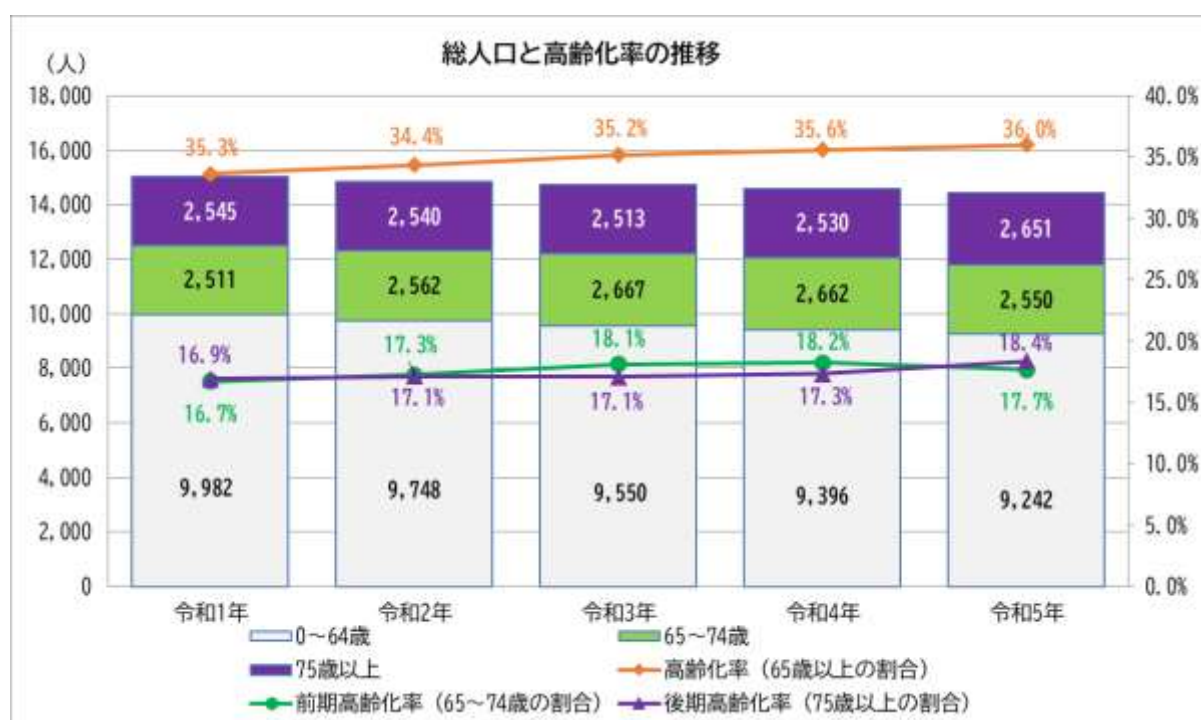
※2020 年までは「国勢調査」、2030 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用

2. 人口構成の推移

年齢3区分の割合は、老年人口の増加により、2030年には総人口に占める65歳以上人口の割合が、4割となり、2050年には生産年齢人口と老年人口が逆転する推計となっています。



※2020年までは「国勢調査」、2030年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」データを使用



3. 自治会別の人口

(北条地区)

	自治会名	世帯数	人 口 (人)	内 訳					
				0～14歳		15～64歳		65歳以上	
				人数	%	人数	%	人数	%
1	江北	168	417	51	12.2%	185	44.4%	181	43.4%
2	江北浜	66	181	15	8.3%	78	43.1%	88	48.6%
3	東新田場	59	194	31	16.0%	94	48.5%	69	35.6%
4	西新田場	44	99	8	8.1%	44	44.4%	47	47.5%
5	国坂	65	179	14	7.8%	98	54.7%	67	37.4%
6	国坂浜	112	301	36	12.0%	152	50.5%	113	37.5%
7	大野	92	227	38	16.7%	119	52.4%	70	30.8%
8	田井	146	354	36	10.2%	184	52.0%	134	37.9%
9	土下	114	271	41	15.1%	143	52.8%	87	32.1%
10	米里	77	204	26	12.7%	82	40.2%	96	47.1%
11	北条島	77	217	21	9.7%	98	45.2%	98	45.2%
12	北尾	68	167	10	6.0%	84	50.3%	73	43.7%
13	弓原	113	265	30	11.3%	123	46.4%	112	42.3%
14	弓原浜	48	121	6	5.0%	68	56.2%	47	38.8%
15	駅前	43	113	15	13.3%	52	46.0%	46	40.7%
16	下神	124	338	33	9.8%	164	48.5%	141	41.7%
17	松神	126	310	29	9.4%	147	47.4%	134	43.2%
18	曲	90	243	28	11.5%	113	46.5%	102	42.0%
19	みどり一区	150	359	43	12.0%	189	52.6%	127	35.4%
20	向山団地	32	77	9	11.7%	37	48.1%	31	40.3%
21	中央団地	113	321	71	22.1%	192	59.8%	58	18.1%
22	山西	19	41	2	4.9%	27	65.9%	12	29.3%
23	みどり西団地	228	537	82	15.3%	344	64.1%	111	20.7%
24	小河原団地	26	63	4	6.3%	34	54.0%	25	39.7%
25	みどり南団地	145	328	39	11.9%	195	59.5%	94	28.7%
26	国坂東	91	219	33	15.1%	135	61.6%	51	23.3%
27	さつきヶ丘団地	110	310	69	22.3%	187	60.3%	54	17.4%
28	みどり二区	123	280	24	8.6%	122	43.6%	134	47.9%
29	国坂中団地	72	161	36	22.4%	116	72.0%	9	5.6%
30	さくら団地	60	185	28	15.1%	129	69.7%	28	15.1%
小計（北条地区）		2801	7082	908	12.8%	3735	52.7%	2439	34.4%
合計（町全体）		5,490	14,246	1,776	12.5%	7,249	50.9%	5,221	36.6%

※令和6年4月1日現在（住民基本台帳に基づく数値）

(大栄地区)

	自治会名	世帯数	人口 (人)	内 訳					
				0～14歳		15～64歳		65歳以上	
				人数	%	人数	%	人数	%
31	西園	205	563	52	9.2%	280	49.7%	231	41.0%
32	東園	114	285	23	8.1%	147	51.6%	115	40.4%
33	東園浜	69	170	20	11.8%	89	52.4%	61	35.9%
34	六尾	125	267	28	10.5%	107	40.1%	132	49.4%
35	六尾北団地	29	64	7	10.9%	44	68.8%	13	20.3%
36	瀬戸	137	357	43	12.0%	181	50.7%	133	37.3%
37	原	104	322	40	12.4%	148	46.0%	134	41.6%
38	大島	87	299	43	14.4%	143	47.8%	113	37.8%
39	西穂波	15	36	3	8.3%	17	47.2%	16	44.4%
40	穂波	26	83	7	8.4%	39	47.0%	37	44.6%
41	亀谷	109	295	30	10.2%	148	50.2%	117	39.7%
42	東亀谷	108	248	30	12.1%	104	41.9%	114	46.0%
43	下種	47	158	25	15.8%	70	44.3%	63	39.9%
44	上種	25	87	17	19.5%	38	43.7%	32	36.8%
45	茶ヤ条	15	58	14	24.1%	22	37.9%	22	37.9%
46	西高尾	37	108	21	19.4%	46	42.6%	41	38.0%
47	東高尾	28	71	11	15.5%	24	33.8%	36	50.7%
48	岩坪	17	64	4	6.3%	34	53.1%	26	40.6%
49	高千穂	19	37	0	0.0%	11	29.7%	26	70.3%
50	由良宿1区	237	618	94	15.2%	333	53.9%	191	30.9%
51	由良宿2区	154	397	50	12.6%	193	48.6%	154	38.8%
52	由良宿3区	131	339	55	16.2%	162	47.8%	122	36.0%
53	由良宿4区	64	159	20	12.6%	81	50.9%	58	36.5%
54	由良宿5区	64	162	20	12.3%	86	53.1%	56	34.6%
55	由良宿6区	55	118	24	20.3%	53	44.9%	41	34.7%
56	由良宿7区	62	165	26	15.8%	87	52.7%	52	31.5%
57	緑ヶ丘団地	72	191	20	10.5%	99	51.8%	72	37.7%
58	妻波	172	468	50	10.7%	242	51.7%	176	37.6%
59	大谷	275	765	77	10.1%	383	50.1%	305	39.9%
60	別所	24	64	7	10.9%	29	45.3%	28	43.8%
61	比山	28	56	1	1.8%	33	58.9%	22	39.3%
62	青木	18	49	2	4.1%	25	51.0%	22	44.9%
63	二子塚団地	17	41	4	9.8%	16	39.0%	21	51.2%
小計（大栄地区）		2,689	7,164	868	12.1%	3,514	49.1%	2,782	38.8%
合計（町全体）		5,490	14,246	1,776	12.5%	7,249	50.9%	5,221	36.6%

※令和6年4月1日現在（住民基本台帳に基づく数値）

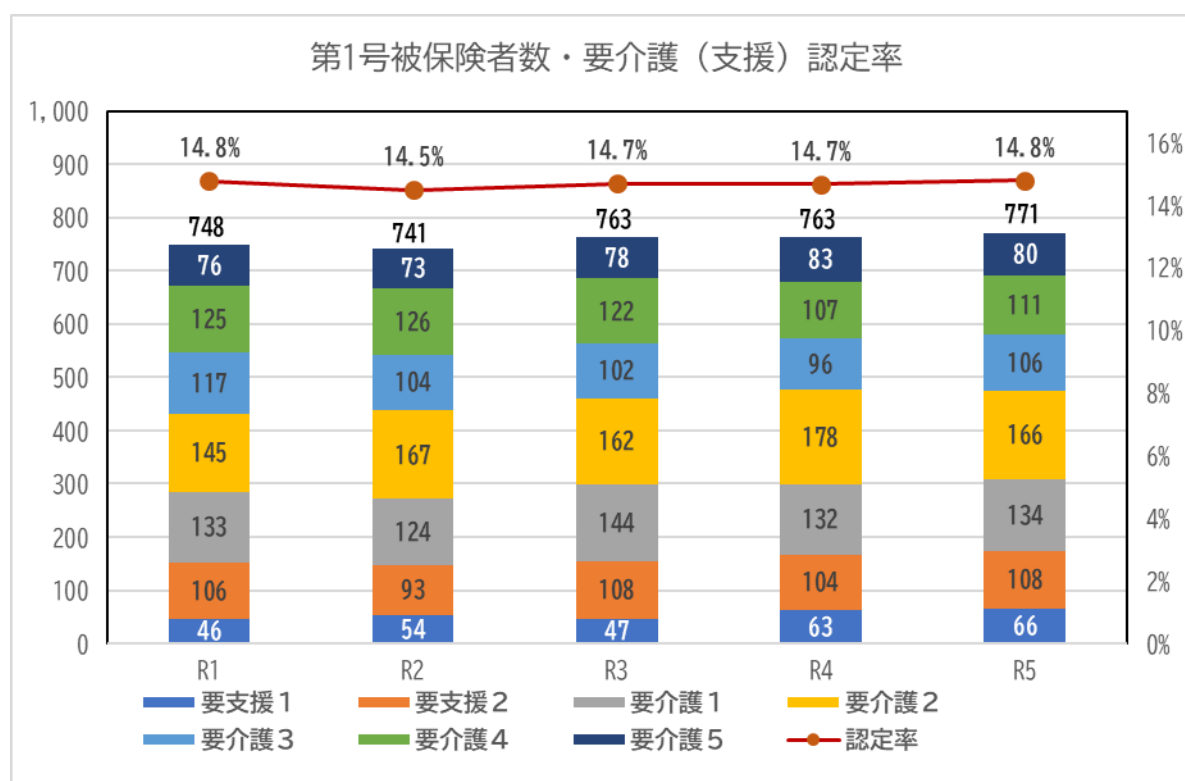
4. 自治会加入率の推移

R1	R2	R3	R4	R5
97%	97%	96%	96%	96%

※「自治会全戸配布数／全戸配布対象数」で算出（育英寮除く）

5. 要介護（支援）認定者の推移

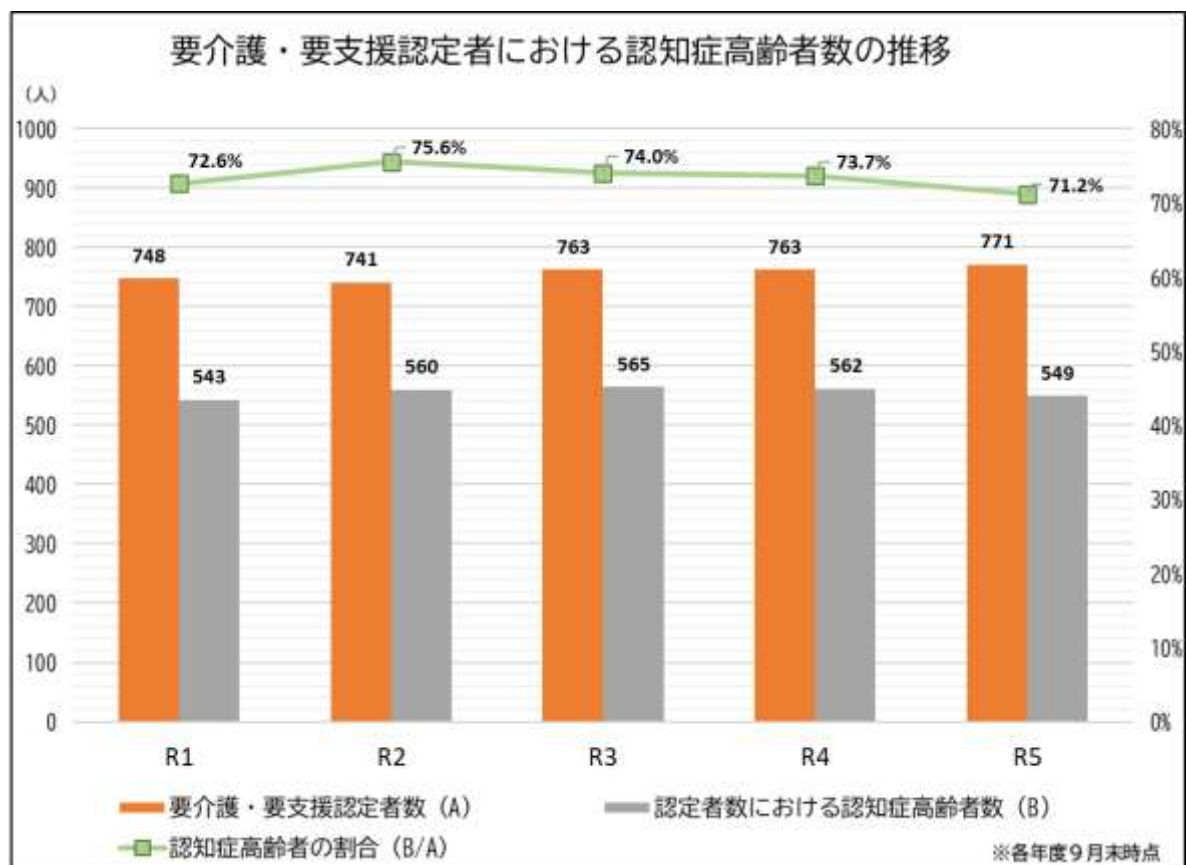
北栄町は平成 28 年度に地域支援事業にて「介護予防・日常生活支援総合事業」を導入し、介護予防に重点を置いた施策を展開してきたことにより、65 歳以上の要支援・要介護認定者数は、多少の変動はあるものの概ね横ばいで推移しており、令和 5 年 9 月末現在で 771 人となっています。また、65 歳以上の要介護（支援）認定率は、令和 5 年 9 月末現在で 14.8%となっています。鳥取県及び全国の同時点の認定率は、それぞれ 19.5%、19.3%で、本町の要介護（支援）認定率は、鳥取県、全国と比較すると大きく下回っています。（鳥取県内 17 保険者中 17 番目、全国 1,571 保険者中 1,441 番目）平成 27 年度までは 17%を超えていましたが、平成 28 年度からはおおよそ 15%程度で推移しています。



6. 認知症高齢者の推移

要介護認定主治医意見書の「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa（※）以上」の人数は、令和5年9月末現在で 549 人、要支援・要介護認定者に占める割合は、71.2%となっています。認定者の約 70%に何かしらの認知症状が現れています。

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られる状態のこと。



(参考) 認知症サポーター養成数 (人数)

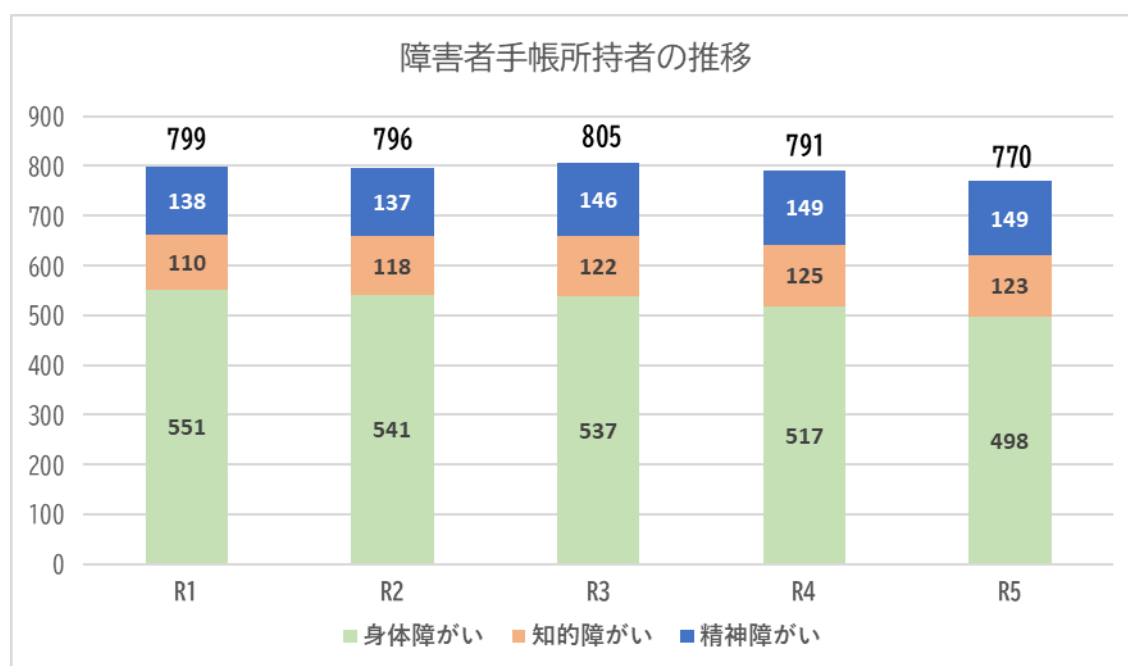
	R1	R2	R3	R4	R5
サポーター数	264	194	227	609	215

いきいきサロン等での出前講座や小学校での養成講座を実施し、令和5年度末までに述べ 4,794 名の認知症サポーターを養成しています。

いきいきサロン等での出前講座では、認知症の正しい理解や地域での見守りについて町民のみなさんにお伝えし、小学校での養成講座は、高齢者や認知症、また福祉について知る・考えるきっかけになっています。

7. 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、身体障がい者は減少、知的・精神障がいが増加しています。



8. 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待、要保護児童の推移

虐待の件数は、高齢者及び障がい者の実人数は概ね横ばいですが、児童については増加傾向です。いずれの虐待も、事前の啓発に加えて、不適切な介護や養育の段階から世帯全体の課題をアセスメントして支援につなげる必要があります。

また、虐待と思われるときは速やかに支援機関がその状況を共有し、継続的な支援体制の構築が求められます。

(実人数)

	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者虐待	2	3	2	0	1
障がい者虐待	1	1	1	1	1
児童虐待	0	0	3	4	15

※当該年度に新規で受理した件数

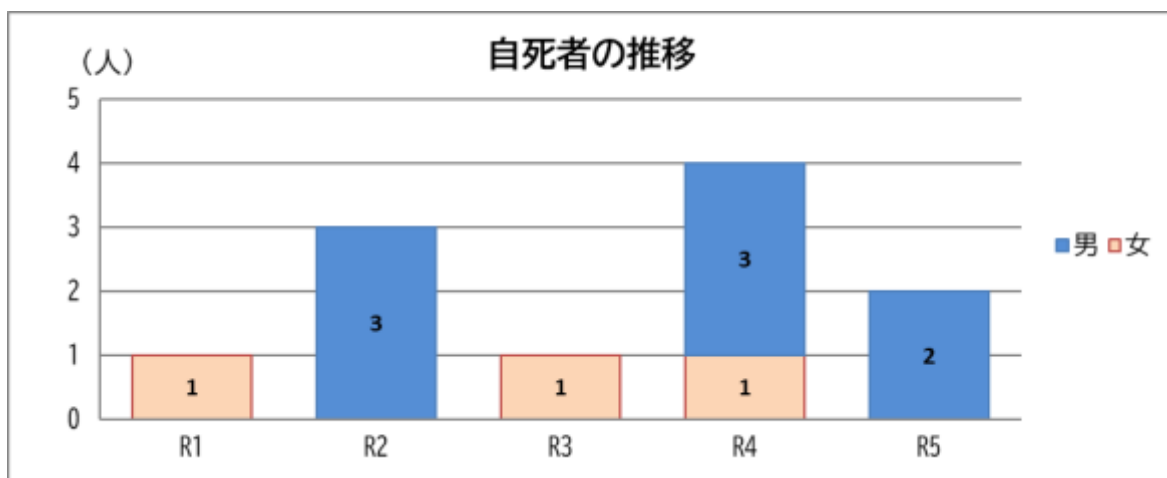
(実人数)

	R1	R2	R3	R4	R5
要保護児童・要支援児童数(※)	56	53	70	63	76

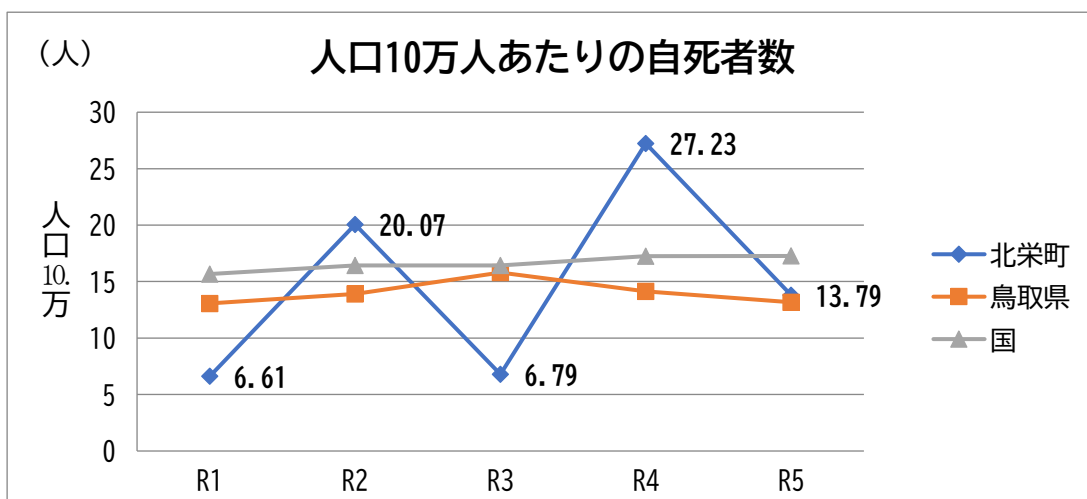
※毎年度末の要保護児童対策地域協議会管理台帳登録児童数

9. 自死者数の推移

年によってばらつきはありますが、令和1年～5年では自死者数は毎年1人以上あり、男性の方が多い傾向にあります。



※「人口動態統計」（厚生労働省）より



10. 生活保護の動向

生活保護世帯数は減少傾向です。世帯類型別に見ると、高齢世帯が5割以上を占めており、保護費支給による経済的支援だけでなく高齢者が生活する上で必要なサービス等を含めた支援が求められています。

相談件数は横ばいの状況が続いており、平成27年度から開始された生活困窮者自立支援制度などと連携を図った相談体制を維持していく必要があります。

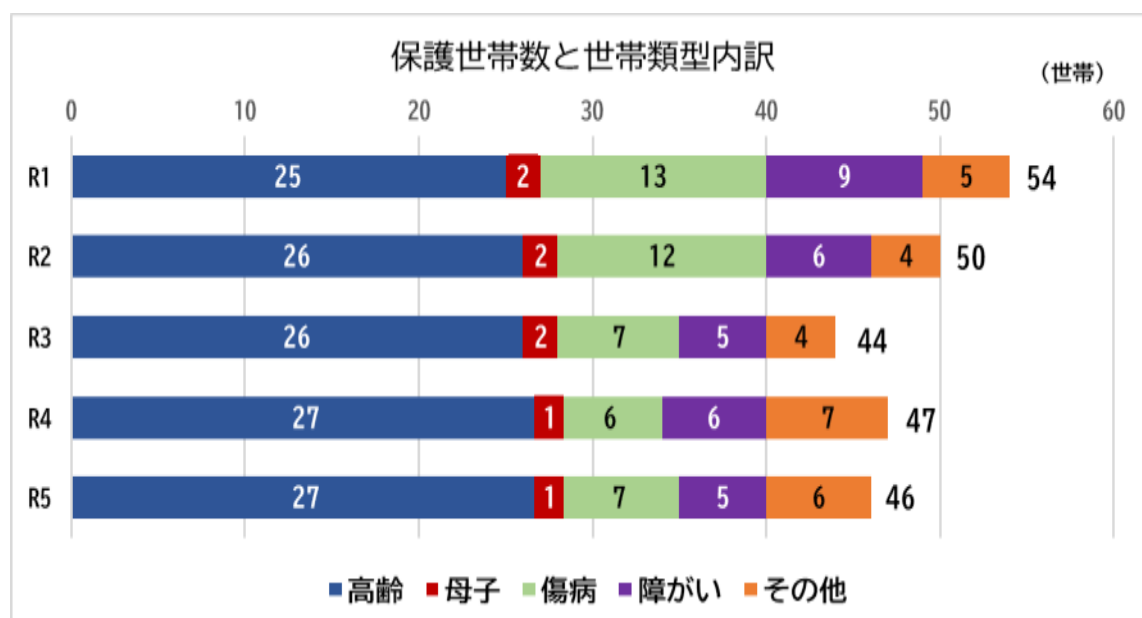
○生活保護世帯数推移

(世帯、人)

	世帯数	人員数	人口	保護率
令和元年度	54	65	14,251	0.46%
令和2年度	50	58	14,045	0.41%
令和3年度	44	52	14,188	0.37%
令和4年度	47	54	13,984	0.39%
令和5年度	46	53	13,820	0.38%

※人口は鳥取県年齢別推計人口（各年10月1日）

※保護率＝被保護実人数/推計人口



○相談・申請・開始数の推移

(件)

	相談	申請	開始	却下	取下
令和元年度	22	12	9	2	1
令和２年度	24	8	6	1	2
令和３年度	23	6	4	1	0
令和４年度	30	10	8	2	1
令和５年度	34	9	7	1	1

○開始理由

(世帯)

	R1	R2	R3	R4	R5
世帯主傷病	4	0	0	0	3
預貯金減少	2	5	4	7	3
仕送り減少	0	0	0	0	0
労働収入減少	0	0	0	0	1
失業	0	0	0	0	0
ケース移管	3	1	0	1	0
その他	0	0	0	0	0
計	9	6	4	8	7

1 1. 各相談機関等の相談件数の推移、相談内容

①地域包括支援センター

令和元年から令和2年にかけて、新型コロナウイルス感染症により感染予防対策が続く生活の影響もあり相談件数は増加しましたが、その後は減少傾向にあります。相談内容は介護保険（予防給付）に関わることが一番多くありましたが、令和5年には生活支援に関することが一番多くなっています。これはコロナ禍を経過し総合相談の件数が増えたためと考えられます。

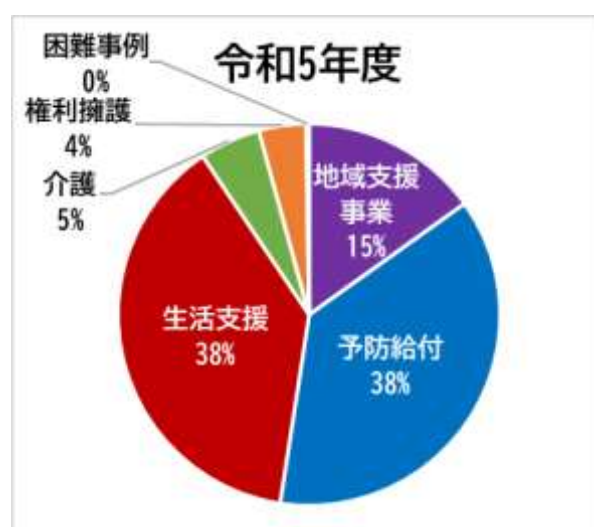
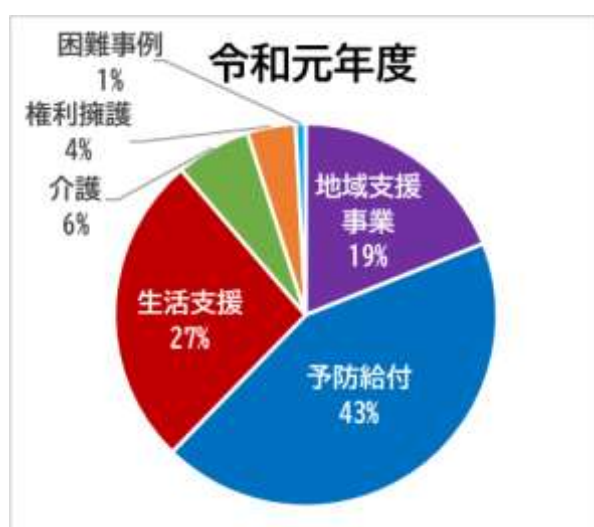
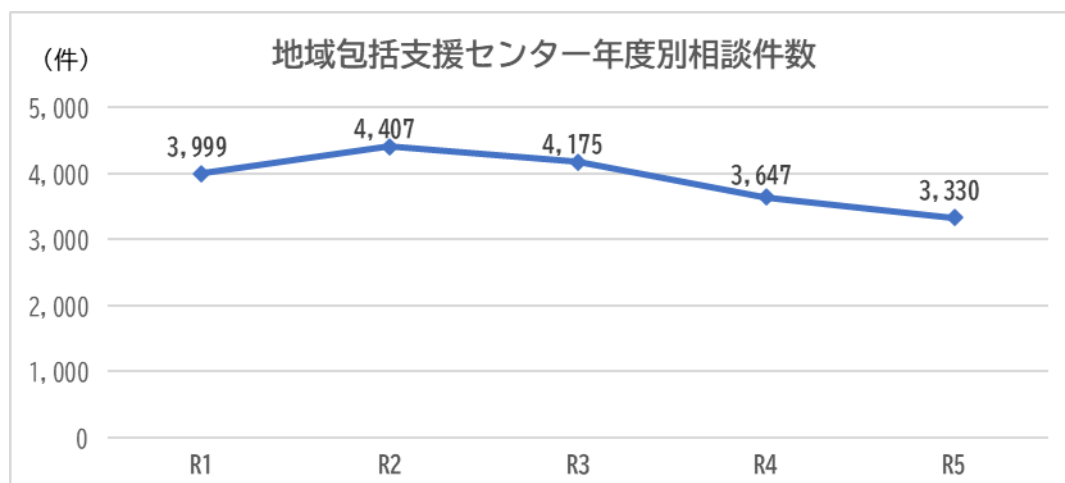
○相談件数 (件)

	R1	R2	R3	R4	R5
電話	1,827	2,615	2,335	1,983	1,727
来所	313	337	263	238	262
訪問	1,857	1,453	1,567	1,426	1,334
文書	2	2	10	0	7
計	3,999	4,407	4,175	3,647	3,330

○相談内容 (件)

	R1	R2	R3	R4	R5
地域支援事業	752	711	797	558	502
予防給付	1,725	1,762	1,535	1,546	1,239
生活支援	1,050	1,524	1,402	1,079	1,267
介護	253	164	181	253	171
権利擁護	162	172	230	169	133
困難事例	34	48	10	29	8
その他	23	26	20	13	10
計	3,999	4,407	4,175	3,647	3,330

※1回の相談について、主な相談で分類



②障がい者地域生活支援センター

相談内容は家族関係や障がい福祉サービスに関する相談が多いですが、経済、医療、社会参加に関する内容も増加傾向にあります。これは新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった社会背景、情勢が影響していると考えられます。

障がい種別では、精神障がいが一番多く、次いで知的障がい、身体障がいの順となっています。

○相談件数 (件)

	R1	R2	R3	R4	R5
電話	72	56	28	29	29
メール	0	0	0	1	0
来所	68	44	11	19	27
家庭訪問	39	26	12	11	21
面談	22	24	10	9	14
同行	18	6	7	4	7
個別支援会議	35	36	16	17	31
関係者との調整	218	276	184	121	74
計	472	468	268	211	203

※参考（障がい別の内訳） (件)

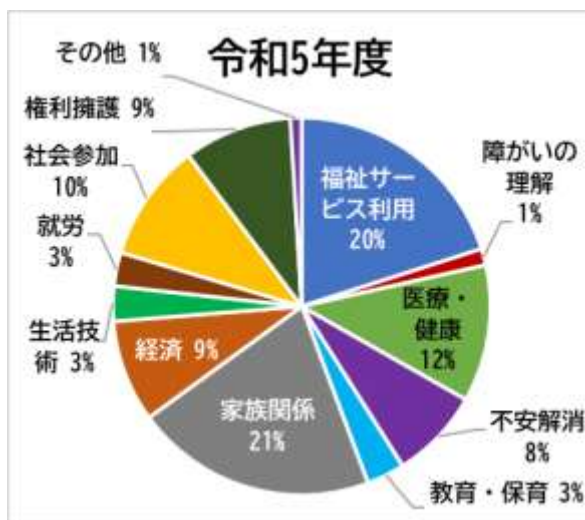
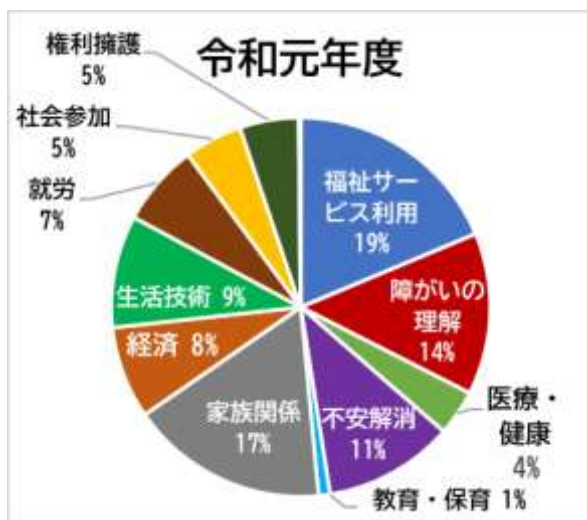
	R1	R2	R3	R4	R5
身体障がい	28	46	25	23	23
知的障がい	170	114	63	51	78
精神障がい	132	160	105	103	79
その他	142	148	75	34	23

※「その他」は、身体・知的・精神障がいに該当しない発達障がい、高次脳機能障がい、または障がいの有無が不明な者

○相談内容

(件)

	R1	R2	R3	R4	R5
福祉サービス利用	230	174	93	117	314
障がいの理解	170	149	80	55	22
医療・健康	48	85	42	53	184
不安解消	137	140	72	73	122
教育・保育	12	13	5	2	51
家族関係	208	169	85	102	324
経済	97	39	14	43	137
生活技術	118	192	99	81	47
就労	86	58	34	43	45
社会参加	61	45	28	32	159
権利擁護	62	35	12	24	145
その他	2	2	0	3	15
計	1,231	1,101	564	628	1,565



③子育て世代包括支援センター（ネウボラ）・健康づくり推進室

ネウボラと健康づくり推進室で共同し、妊娠期から産後、子育て期において切れ目ない支援・相談を実施しています。

令和4年度から、ネウボラ保健師は役場窓口や子育て支援センター「すまいる」での相談や母子保健事業のコーディネートを主に実施し、地域や家庭に出向いての相談や支援は健康づくり推進室の地区担当保健師が行う体制にしたことで相談件数が増加しています。

ネウボラでの相談傾向としては子育て支援センター「すまいる」での相談が多いため乳児の発達や関わり方に関する相談が多い傾向にあります。また、孤立や知識の欠如による育児不安・負担感の訴えも一定の相談があります。相談には、経済面や家族関係に関する事も含まれ、必要に応じて関係機関との連携を図りながら対応しています。

※ネウボラはフィンランド語で「アドバイスをする場所」を意味し、妊娠期から子育て期の総合的相談・サービス支援を実施する部署。

○相談対象件数 (件)

	R1	R2	R3	R4	R5
妊婦	38	35	13	40	64
産婦	141	149	110	132	221
新生児	7	1	1	3	7
未熟児	2	1	3	9	22
乳児	116	112	105	164	203
幼児	63	20	33	179	358
その他	17	16	17	7	24
計	384	334	282	534	899

※その他には産後1年以上を経過した親、死産後、10代後半の女子を含む

○相談対応件数 (件)

	R1	R2	R3	R4	R5
電話	62	87	33	96	233
来所	25	17	27	46	65
訪問	250	210	215	301	405
受診同伴	4	2	1	0	1
健診・教室中	3	0	0	7	12
支援センター	24	12	3	32	36
検討会・会議	16	6	3	52	40
関係機関との情報連携（R5より集計）	-	-	-	-	107
計	384	334	282	534	899

④生活困窮者自立支援事業

平成 27 年度から生活困窮者自立相談支援機関を設置しています。

新規相談受付件数は、令和 2 年度のコロナ感染症拡大時には増加しましたが、近年は落ち着き横ばい傾向となっています。

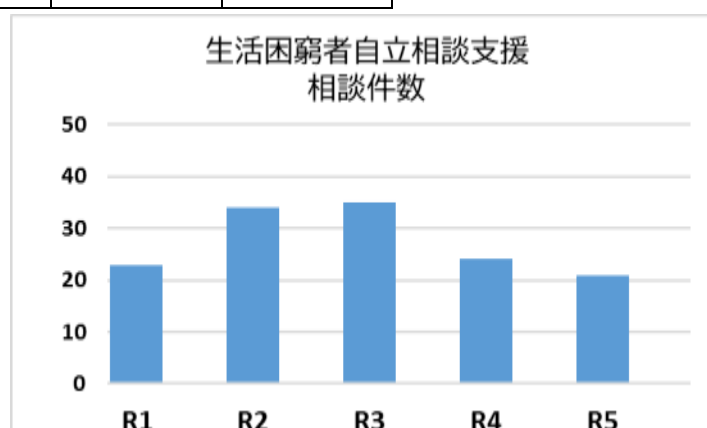
年代別の相談者内訳をみると、30 代から 70 代以上の方まで、幅広い年代の方からの相談があり対応しています。

○新規相談対応件数 (件)

R1	R2	R3	R4	R5
23	34	35	24	21

生活困窮者自立相談支援機関として受けた新規相談の件数。

令和 2 年度、コロナ禍の影響もあり新規相談が増加したが、近年は相談件数は横ばいとなっている。



○新規相談者年齢別内訳 (件)

	R1	R2	R3	R4	R5	合計
～10代	-	0	2	1	0	3
20代	-	2	4	1	1	8
30代	-	4	9	2	3	18
40代	-	7	8	3	1	19
50代	-	6	5	4	9	24
60代	-	9	2	5	6	22
70代以上	-	3	1	8	1	13
不明	-	3	4	0	0	7

※システム改修により集計方法が変更されたため R1 数値は未記載。

年代別で相談者の内訳を見た場合、30 代から 70 代といった幅広い年代からの相談となっている。

相談内容也多岐にわたっており、経済的な問題だけでなく、多様な問題を抱える相談者が多い。



⑤総合相談所（社会福祉協議会）

行政相談（国などの仕事に関する困りごと）、人権相談、よろず相談を開設しています。令和３年度以降は行政相談の件数が減少しています。よろず相談には、法律関係の相談が多く寄せられています。

	行政相談 (月２回)	人権相談 (月１回)	よろず相談 (月１回)
令和元年度	116	3	5
令和２年度	129	1	4
令和３年度	36	1	7
令和４年度	47	2	14
令和５年度	32	2	6

⑥民生児童委員

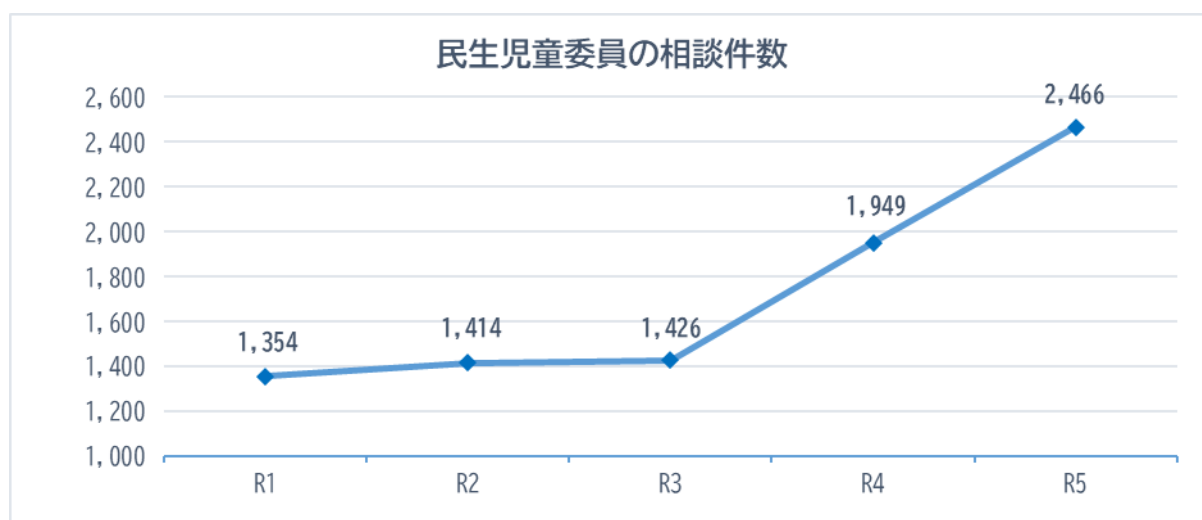
新型コロナウイルス感染症の影響により民生児童委員の活動自体が減少していましたが、制限が解除されるにつれて相談件数等も増加しています。

相談内容については、社会情勢に応じた増減が見られ、日常生活に関することや、子どもに関することが増加傾向にあります。

○相談件数、内容

(件)

	R1	R2	R3	R4	R5
住宅福祉	43	116	51	122	67
介護保険	24	21	90	34	21
医療・健康	24	27	34	45	58
子育て・母子保健	1	2	11	14	37
子どもの地域生活	327	380	342	243	307
子どもの教育関係	5	51	6	186	314
生活費	19	14	7	12	8
年金・保険	1	4	3	0	0
仕事	5	7	6	8	4
家族関係	24	37	24	50	60
住居	16	29	21	19	18
生活環境	42	43	29	91	125
日常的な支援	240	295	422	429	485
その他	583	388	380	696	962
計	1,354	1,414	1,426	1,949	2,466



12. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

日常生活自立支援事業の援助は、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に係る苦情解決制度の利用援助、日常生活上の消費契約や行政手続きに関する援助などに付随し預金の払い戻し、預金の解約などの利用者の日常生活費の管理、定期的な訪問により生活変化の察知（見守り）があります。

	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数（件）	42	9	33	27	71
利用者数（人）	2	3	2	4	4

13. えんくるり事業（社会福祉協議会）

様々な理由により生活困窮につながっている方に対し、家計改善支援事業や社会福祉資金事業等も活用しながら支援を行っています。

相談後の支援は、食糧や灯油、ガソリン代、車検費用、家賃、受診料、就労準備費などの現物給付を行っています。

	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数（件）	4	13	12	10	5
支援人数（人）	2	4	3	4	0

14. 生活福祉資金・社会福祉資金（社会福祉協議会）

令和2～4年度はコロナ特例貸付制度が創設され、多数の貸付者がありました。生活困窮者自立支援事業から緊急小口貸付の相談がありましたが、償還の目途がたたない、条件に該当しない等の理由でほとんど契約につながっていません。

資金貸付を利用しても生活が改善されず、新たな貸付を繰り返す利用者の増加や償還金の滞納者の対応が課題となっています。

○貸付状況

	内容	県社協		町社協 社会福祉資金	合計
		生活福祉資金	コロナ特例貸付		
R1	相談(件)	13		1	14
	決定(件)	1		1	2
	金額(円)	100,000		10,000	110,000
R2	相談(件)	9	74	5	88
	決定(件)	2	64	5	71
	金額(円)	854,000	24,600,000	50,000	25,504,000
R3	相談(件)	12	59	1	72
	決定(件)	0	50	1	51
	金額(円)	0	19,750,000	10,000	19,760,000
R4	相談(件)	13	22	2	37
	決定(件)	2	17	2	21
	金額(円)	140,000	5,060,000	20,000	5,220,000
R5	相談(件)	12		1	13
	決定(件)	2		0	2
	金額(円)	2,260,000		0	2,260,000

15. いきいきサロン開催数の推移

社会福祉協議会からの職員派遣を受けて運営している自治会もありますが、月開催の半数は各自治会が自主的に運営・実施をしています。

	実施自治会数			延実施回数 (回)	延参加者数 (人)
		北条	大栄		
令和元年度	45	25	20	1,082	13,507
令和2年度	43	25	18	798	8,869
令和3年度	44	25	19	678	7,226
令和4年度	44	24	20	824	8,834
令和5年度	43	24	19	1,029	10,882

16. 食事サービスの推移（社会福祉協議会）

食事確保だけではなく、定期的な訪問の機会となりひとり暮らしの方の安否確認となっています。

	R1	R2	R3	R4	R5
延利用者数(人)	584	447	353	313	240
配食数(食)	3,533	3,100	2,217	2,053	1,547

17. 愛の輪協力員数、見守り対象者の推移（社会福祉協議会）

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯を対象に、自治会長や民生児童委員からの推薦により設置しています。日常の見守りや声かけにより地域で安心して生活できるよう支援しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
協力員(人)	237	249	240	201	217
見守り対象者(人)	221	231	216	198	199

18. 福祉推進員の推移（社会福祉協議会）

各自治会から50世帯を基準として1名を選出していただき、社会福祉協議会が委嘱しています。民生児童委員と協力しあい地域の福祉活動を行い、地域でのネットワークづくりを進めています。

	R1	R2	R3	R4	R5
福祉推進員(人)	111	110	106	110	110

19. ボランティアセンター登録者数の推移（社会福祉協議会）

ボランティアセンターでは、個人・団体のボランティア登録があります。

生活支援サポーター養成のため、年1回講座を開催しています。

また、令和5年度には、ボランティア団体同士、顔の見える関係づくりや情報共有できる場としてボランティア団体連絡会を立ち上げました。

	R1	R2	R3	R4	R5
個人(人)	28	28	22	23	25
団体	2団体 (196人)	2団体 (197人)	1団体 (4人)	5団体 (505人)	4団体 (424人)
計(人)	224	225	26	528	449

20. 各種団体会員数の推移

①北栄町老人クラブ連合会

自治会単位の老人クラブ（単位クラブ）が加盟して活動しています。スポーツ活動を通じての健康づくり、会員同士の支えあい活動、地域づくりへの参画につとめています。

役員の後継者がなく単位クラブが減少しており、今後は、単位クラブの会長負担の軽減や単位クラブ内の役割分担を進めていく必要があります。

	R1	R2	R3	R4	R5
単位クラブ(団体)	20	20	20	19	19
会員数（人）	733	726	714	626	617

②北栄町心身障がい児者育成会「北栄町ひまわり会」

必要な知識の習得や、会員間の情報交換などのための、研修会や交流会などを開催し、活動しています。継続して会員募集を行っていますが会員数は減少傾向にあります。

	R1	R2	R3	R4	R5
会員数（世帯）	21	19	18	18	18

③北栄町精神障がい者家族会「幸の会」

月1回の定例会を継続して開催しています。また第1回は主催の講演会を開催したり、交流会などの活動をしています。

	R1	R2	R3	R4	R5
会員数(人)	12	11	11	11	11

④北栄町母子会

社協広報誌や TCC 文字放送などで会員募集を行っていますが、新規会員の加入が少なく、会員の退会もあり、会員数が減少しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
会員数(人)	14	12	10	10	10

■ 2 用語集

区 分	用語	解説
あ	あいサポーター	あいサポートバッジを身につけ、障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けする者。
	愛の輪協力員	ひとり暮らし高齢者等への見守りや声かけを行う協力員。自治会長の推薦に基づき、対象者の近隣の方を社会福祉協議会が委嘱する。
	アウトリーチ	福祉が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。 具体的には、自宅などの日常生活の場に出向く訪問支援だけでなく、巡回相談や、電話、メール、対象者がアクセスしやすい場所でのチラシ配布、掲示などのアプローチも含まれる。
	あったか♡まごころサービス	社会福祉協議会で実施する、高齢者や障がいのある人などを対象とした支援事業。日常生活で少しの手助けが必要な場合に、あらかじめ登録した生活支援サポーターを派遣し、少額の有償で支援を行う。
い	意思決定支援	意思決定の困難な人ができる限り自分自身で意思決定を行うことができるよう、あらゆる方法で関係者が支援を行うこと。
え	S N S（えすえぬえす）	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービスのこと。Facebook（フェイスブック）、X（エックス）、Line（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがある。
	N P O（えぬぴーおー）	民間の非営利組織のこと。市民の発意にもとづき自主的に活動をしている、市民が主体となった「市民活動団体」をさす。
	エンディングノート	自分に万一のことが起きた時に備えて、自身の希望する対応をあらかじめ記しておく文書。遺言状と違い法的拘束力はないが、生前でも本人の意思確認が必要となった際に家族等が確認し、本人の意思決定支援に活用することができる。
お	音声・点字対応	視覚障がい者の生活に役立つよう、音声や点字（指で触って読めるよう、紙面に突起した六つの点を一定の方式で組み合せたもの）で情報提供すること。

区 分	用語	解説
か	介護予防	介護が必要な状態にならないために心身の衰えを未然に防いだり、または介護が必要でも、できるだけ心身の状態を改善しようとする取り組みのこと。
き	協議体	住んでいる地域に必要な助けあいの活動についての検討等、定期的な情報共有や連携強化の場。協議体の参加者は、地域づくりに関心のある住民や生活支援・介護予防サービスの提供主体で構成されている。
	共助交通	地域の需要に見合った持続可能な生活交通手段を確保することを目的として地域住民が主体となって自家用車などを活用し、運送を行うこと。
	共生型サービス	分野に限定しない一体型のサービス。例えば介護保険・障がい福祉サービスでは、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくする一体型のサービスを制度上に位置づけている。
	共同募金	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進のために活用される募金。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ」として全国で取り組まれている。
け	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のこと。
	圏域	地域とほぼ同じ意味で、全体として一体性をもつ空間をいう。 生活圏・通勤圏など圏としてくくられた内部の地域。
	権利擁護	虐待やDV等により権利侵害を受けている方、認知症等により判断能力が低下し、サービス利用契約や入院手続き等を行うことが困難な方に対し、その方の意思を尊重し、代弁・自己決定ができるよう支援すること。
こ	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、社会の一員としての再出発を助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐことで、地域社会の安全と安心を守る活動のこと。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

区 分	用語	解説
こ	こけないからだ体操事業	地域に住む人たちが、こけないからだ体操（童謡を歌いながら６種類のゆっくりとした筋力運動を行う介護予防体操）を習得し、公民館などの身近な場所で集まって実施できるように支援する講座の事業。
	個別避難計画	災害時に避難支援が必要となる、要介護者、障がい者などが、災害時にどのような避難行動をとればよいか、一人一人の状況にあわせてあらかじめ作成する個別の避難計画のこと。
	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。生産・労働・教育・衛生・医療・芸能・祭りなどで関わりあいながら、住民相互の交流や深い結びつきをもつ地域社会、あるいはそのような住民の集団をさす。
さ	災害ボランティアセンター	災害時に被災地に設置される災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。被災地でのニーズ把握やボランティアの受入、活動の取りまとめ、調整などを行う。
	支え愛マップ	日常生活を送る上や災害発生時の避難において、支援を必要とする地域住民の情報や避難支援の方法等を、地区の地図上にまとめたもの。
	支え愛連絡会	見守り支援の活動として北栄町で進めている取り組みの一つ。支援の必要な世帯について身近な自治会内等で情報共有し、日頃の見守りや生活支援、緊急時の対応について話し合う。主に民生児童委員や福祉推進員、愛の輪協力員など地域の福祉活動の担い手が参加。
	サロン（いきいきサロン）	地域の仲間づくり、出会いの場づくりを図る活動。みんなが集まって気軽に、無理なく、楽しく、自由に過ごせる場または、参加する方々と運営を手伝うボランティアが自由に企画、運営する。北栄町では、自治会単位で「いきいきサロン」の活動が展開されている。
し	自死	自ら死を選びとること。
	児童相談所	18歳未満の子どもを対象として、子どもに関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行う。その他に施設入所、里親委託など措置の機能と必要に応じて児童を一時保護する機関。

区 分	用語	解説
し	市民後見人・親族後見人	市民後見人とは、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）でない後見人等で、主には市民後見人養成研修等を修了し、市民後見人として登録した者。親族後見人とは、成年後見人となった親族を指す。
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。
	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
	手話通訳者	手話を使って聴覚に障がい者のある方が他者とコミュニケーションを図れるよう通訳する者。
	障がい者地域生活支援センター	北栄町障がい者地域生活支援センター設置事業実施要綱に基づき、障がい者が地域で安心して生活していくために必要となる各種サービス利用等のための相談支援・調整等を行う。また、障がい者等の各種相談に応じ、地域生活を支援する相談支援専門員を配置。
	小規模多機能型居宅介護事業所	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることが出来るよう、利用者の選択に応じて施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う事業所。
せ	生活困窮者自立支援事業	生活困窮など様々な問題を抱えている人に対し、断らない相談窓口となり、相談者の抱えている問題を適切に把握し、本人の希望にそった「支援計画」などを作成、自立に向けた支援を行う。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進することを目的に介護保険制度に位置づけられたコーディネーター。自分たちのまちを良くしていくため、「協議体」と協力しながら、地域の様々な助け合い活動をつなげ、組み合わせる調整役となる。「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。
	生活支援体制整備事業	介護保険制度に位置づけられた事業。見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の生活支援サービスの充実やその担い手の育成をすすめるとともに、高齢者の生きがい・介護予防の充実にむけた取り組みを行う。生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置もこの事業の一つ。

区分	用語	解説
せ	成年後見制度	判断能力が不十分なために、契約や財産管理等が困難な方に対し、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を支援する制度。家庭裁判所から選任された援助者（後見人等）は、本人の希望を尊重しながら、生活状況や身体状況等に配慮しながら支援を行う。この他に、将来、判断能力が低下した場合に備えて援助者を決めておく「任意後見制度」がある。
	成年後見制度利用促進基本計画	平成28年5月、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的推進を目的に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行。その法律にもとづき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する基本的な施策を計画化したもの。令和4年3月に第二期策定。
	世代間交流	「高齢者」と「子ども」、あるいは「学生」と「社会人」といった世代を超えた交流を深めることをいう。
た	多世代交流	子どもから大人、様々な世代の人々が集まり、一緒に活動したり話をしたりすることで交流を深めることをいう。
ち	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
	地域福祉	地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え。
	地域福祉活動	子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もがその地域で、いきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスや活動を組み合わせて、共に支えあい・助けあう社会づくりを具体化すること。
	町長申立	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立を行うことが難しい場合など、特に必要と認めるときは、町長が申立をすることができる。
と	ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者暴力または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力も含む。

区 分	用語	解説
に	日常生活自立支援事業	高齢や障がいにより、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助とその他福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどの援助を行う事業。社会福祉協議会が実施している。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人を「認知症サポーター」という。特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守る「応援者」のこと。
	任意後見制度（任意後見）	成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分けられ、任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ選任した任意後見人に本人の判断能力が低下した際にしてもらいたいことを契約で決めておく制度。
は	パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。（通称：パブコメ）
ふ	福祉教育	すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別などすることなく社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育。
	福祉資金貸付	失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取り組みへの支援と生活費等の貸付を行う。
	福祉推進員	住民の福祉向上のため、よりよいサービスの情報提供を行うとともに、自治会長や民生児童委員との連絡調整、活動協力を行う者。各自治会50世帯を基準に1名配置し、社会福祉協議会が委嘱する。
ほ	包括的な相談支援体制	住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。地域住民の地域福祉活動への参加や関係機関の協働により複合化した地域生活課題の解決をはかる。
	法人後見事業	成年後見制度を利用する際に、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が不十分な人の権利と財産を保護・支援する事業。

区 分	用語	解説												
ほ	法定後見制度	成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度に分けられ、法定後見制度は本人に残っている判断能力の程度に応じて下記の類型に分かれており、それぞれの類型ごとに代理人に付与される権利や本人同意の要否が異なっている。 <table><tr><th>類型</th><th>法定代理人</th><th>本人の判断能力の程度</th></tr><tr><td>成年後見</td><td>成年後見人</td><td>常に判断能力がない（民法 7 条）</td></tr><tr><td>保佐</td><td>保佐人</td><td>判断能力が著しく不十分（民法 11 条）</td></tr><tr><td>補助</td><td>補助人</td><td>判断能力が不十分（民法 15 条）</td></tr></table>	類型	法定代理人	本人の判断能力の程度	成年後見	成年後見人	常に判断能力がない（民法 7 条）	保佐	保佐人	判断能力が著しく不十分（民法 11 条）	補助	補助人	判断能力が不十分（民法 15 条）
	類型	法定代理人	本人の判断能力の程度											
	成年後見	成年後見人	常に判断能力がない（民法 7 条）											
	保佐	保佐人	判断能力が著しく不十分（民法 11 条）											
	補助	補助人	判断能力が不十分（民法 15 条）											
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、生活環境の調査や犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。												
ほくえい支え愛協議体	地域づくりに関心のある住民で構成され、安心して住み続けられる北栄町を目指して、介護予防や生活支援サービスなど、北栄町全域の課題を検討している。介護保険制度上では第 1 層協議体ともいう。													
ほくえい見守り安心ネット	認知症高齢者等の行方不明時、特徴などを情報配信し、地域ぐるみで早期発見する仕組み。搜索に必要な情報や写真の事前登録、GPS の貸与、見守り協力機関の登録などをあわせて行い、早期発見につなげている。													
ボランティア	無償で自発的に社会活動に参加したり、技術や知識を提供したりする人、またはその活動のこと。													
ボランティアセンター	ボランティアの養成・研修、情報提供などを行い、ボランティア活動を支援する地域の拠点。													
ま	マッチング	条件に応じて異なったものを組み合わせること。必要な人に必要な支援を届けるため、支援を必要としている人と支援したい人を組み合わせる。												

区 分	用語	解説
み	民生委員・児童委員 (民生児童委員)	「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。 「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
よ	要約筆記者	聴覚に障がいのある者に話の内容を要約し、手書きやパソコンにより筆記して伝える者。
	よっしゃやらあ会	「ほくえい支え愛協議体」と同様に、地域づくりに関心のある住民で構成されている。北栄町を二つの地区に分け、それぞれの通いの場や生活支援、見守りなど地域の助け合い活動について協議、検討をしている。北条よっしゃやらあ会と大栄よっしゃやらあ会があり、介護保険制度上では第2層協議体ともいう。

■ 3 推進委員会設置要綱

○北栄町地域福祉推進計画推進委員会設置要綱

令和3年3月18日
告示第35号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき北栄町地域福祉推進計画(以下「計画」という。)を見直し及び推進するに当たり、当該計画に関する施策の検討等を行うため、北栄町地域福祉推進計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 計画の見直し及び推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、その他地域福祉施策に関すること。

2 前条の計画は、町が策定した「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」で構成する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 地域住民

(2) 地域福祉活動者

(3) 社会福祉関係者

(4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、これを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、その会議の議長となり議事を進める。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

(専門部会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の事前調査、検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、北栄町福祉課及び北栄町社会福祉協議会地域福祉課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 北栄町地域福祉推進計画策定委員会設置要綱(平成30年北栄町告示第16号)は、廃止する。

■ 4 北栄町地域福祉推進計画推進委員名簿

氏 名	選出区分	所 属
長曽我部 まどか	その他町長が認める者	学識経験者
中原 秀俊	地域福祉活動者	北栄町民生児童委員協議会
森田 清子	地域福祉活動者	北栄町民生児童委員協議会
山下 啓二	地域住民	北栄町自治会長会
中井 恭子	社会福祉関係者	北栄町障がい者地域自立支援協議会
松村 絹子	社会福祉関係者	北栄町母子会
遠藤 倭文子	社会福祉関係者	北栄町精神障がい者家族会
田村 禎之	社会福祉関係者	北栄町老人クラブ連合会
向井 さとみ	地域福祉活動者	よっしゃやらあ会（北条）
田中 陽子	地域福祉活動者	よっしゃやらあ会（大栄）
山本 雅史	地域住民	地域住民
前田 美友紀	その他町長が認める者	北栄町健康推進課長
松本 裕実	その他町長が認める者	北栄町教育総務課長
渡辺 健二	その他町長が認める者	北栄町生涯学習課長

北栄町地域福祉推進計画

(第2期 北栄町地域福祉計画・第3期 北栄町地域福祉活動計画)

令和7(2025)年 3月発行

編集：北栄町福祉課
北栄町社会福祉協議会